

第3期筑後市地域福祉計画

第3期筑後市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 (素案)

令和9年3月

筑後市

筑後市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画の策定にあたって	1
2. 地域福祉とは	3
3. 自助、互助、共助、公助の視点	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の期間	6
6. 計画の策定体制と市民参画	6
第2章 統計からみる筑後市の現状.....	7
1. 人口ピラミッド	7
2. 人口及び高齢化率の推移	8
3. 小学校区別高齢者人口及び高齢化率	9
4. 要介護等認定者の状況	10
5. 人口動態	11
6. 障害者手帳所持者数の状況	12
第3章 計画の基本的な考え方.....	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	14
3. 計画の体系	15
4. 重点項目	16
5. 地域共生社会の実現に向けて	17
第4章 施策の展開.....	18
基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり	18
(1) 地域活動への参加に向けた意識づくり	18
(2) 活動の担い手、リーダーの発掘・育成	21
(3) 住民相互理解の教育・啓発の充実	24
(4) 身近な人との助け合い・支え合いの推進	26
基本目標2 支え合いの仕組みづくり	28
(1) 地域活動の基盤整備	28
(2) 情報提供体制の充実	31
(3) 交流の場や居場所の充実	34
基本目標3 安全・安心なまちづくり	37
(1) 見守り体制の充実	37
(2) 災害時の避難体制の充実	40
(3) 生きがいづくり・健康づくりの推進	43

基本目標 4 適切な支援につなぐ仕組みづくり	46
(1) 福祉サービスの利用促進	46
(2) 権利擁護の推進	49
(3) 相談支援体制の充実	52
(4) 生活困窮者等の自立支援の充実	55
第5章 筑後市成年後見制度利用促進基本計画	58
1. 成年後見制度の利用促進	58
2. 制度利用促進に向けた取組	60
3. 地域連携ネットワークの体制整備	61
第6章 筑後市再犯防止推進計画	62
1. 計画策定の趣旨	62
2. 再犯の状況	63
3. 基本方針	64
4. 取組の内容	65
第7章 計画実現のために	66
1. 関係機関等との連携・協働	66
2. 計画の進行管理	67

第1章 計画の概要

1. 計画の策定にあたって

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。その一方で、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきています。

また、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題、ダブルケア、社会的孤立など）してきており、これまでの高齢者、障害者、子どもなどの対象者や、生活困窮、保健、医療等の分野ごとの公的支援制度では対応することが難しいケースも増加しています。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民や多様な主体が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。そのためには、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠です。

筑後市及び筑後市社会福祉協議会では、令和4年3月に「第2期筑後市地域福祉計画・第2期筑後市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を一体的に策定し、地域で支え合い、全ての人が安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民、関係団体、行政等の連携により地域福祉の推進を図ってきました。

本計画が、令和8年度に終了することから、引き続き地域社会の現状や課題、国・県の動向を踏まえ、「第3期筑後市地域福祉計画・第3期筑後市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の更なる推進を目指すことを目的としています。

注)「障害」等の表記について

本計画では、「障害者」という表現を使用しています。「障害者」という言葉は一般的に否定的に捉えられがちですが、心理的・制度的・物理的な環境のバリア（障壁）により社会的不利益をこうむっている人々、すなわち社会的に不利な環境条件を取り除くことにより市民生活を送れる人々という考えのもと使用しています。

「地域共生社会」の実現に向けた国の主な動向		
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていく ・地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める
平成29年 6月	社会福祉法の一部改正 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成30年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村地域福祉計画策定が努力義務化 ・福祉の各分野における「上位計画」として位置付け
平成29年 12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出	<ul style="list-style-type: none"> ・「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」が示される
令和2年 6月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布 （令和3年4月施行）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることを明記
令和3年 3月	「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の改正

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、「福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組み」です。行政や事業者だけではなく、地域住民もその課題解決に向けて自発的に取り組み、地域全体で力を合わせることで誰もが安心して暮らせる社会が、地域福祉の充実した姿です。

また、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮等といったそれぞれの分野における専門性を互いに活かしながら、関係者・関係機関のネットワークの中で、従来の支える側・支えられる側という関係性から「支え合う」関係性へと発展した「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

3. 自助、互助、共助、公助の視点

「筑後市地域福祉計画・筑後市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

地域社会が、そこに住む全ての人たちにとって住みやすいところとなるためには、まずは、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）が大切です。同時に、社会保険制度などの相互扶助（共助）は家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。また、行政が福祉などの公的なサービスを行っています（公助）。

自 助	互 助	共 助	公 助
自分のことは自分です 家族による支援 ・生計の維持 ・健康管理 など	地域など、身近な人間関係の中での支え合い ・隣近所・友人知人の支え合い ・ボランティア活動 など	社会保険のような制度化された相互扶助 ・介護保険 ・医療保険 ・協同組合 など	公的なサービスとして行うもの ・生活保護 ・人権擁護 ・虐待対策 など

4. 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

公的なサービスの提供だけでは対応できない問題や困りごとは、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する要因が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体、事業所、行政等が連携し、包括的・総合的に支援していくことが必要です。

このような「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したのが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。

「**地域福祉計画**」は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する行政計画です。

地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性と、地域の課題を解決していくために取り組む内容を示します。

一方、「**地域福祉活動計画**」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされています。

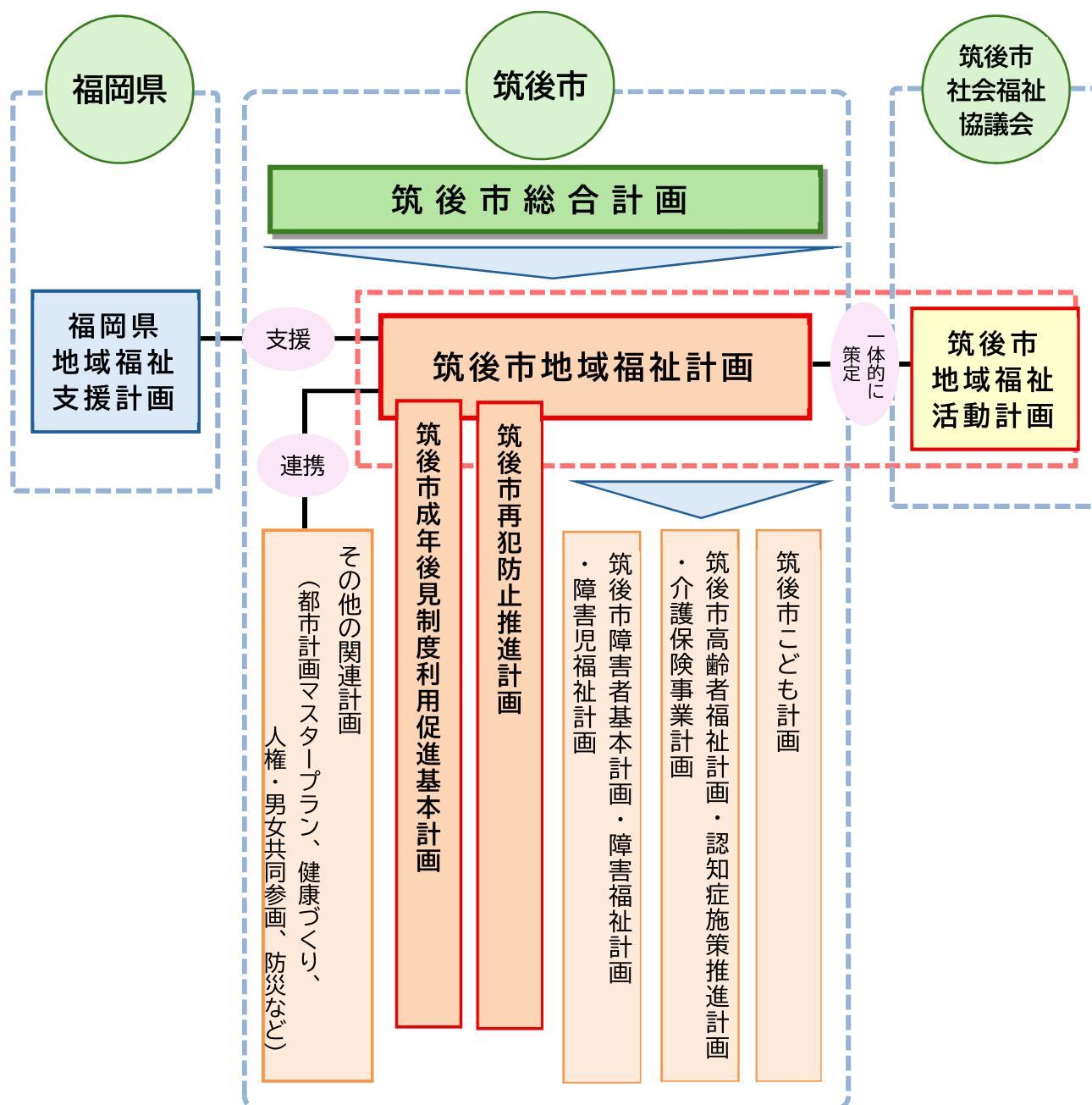
そのため、「地域福祉活動計画」は、市が策定した「地域福祉計画」の理念やビジョンを踏まえつつ、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取組を示します。

今回策定する計画は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両方の内容を盛り込んだ一体型とすることとします。

(2) 本市における計画の位置づけ

本計画は、本市の「筑後市総合計画」を最上位計画とし、各種個別計画の上位計画として、基本的な理念を共有し、調和を図るものです。また、あらゆる分野と連携し、地域福祉を推進します。各種個別計画において、既に施策や取組が体系的に実践されていることから、本計画に具体的に掲げる取組等は、地域福祉の推進に資するものを中心に位置づけます。各種個別計画と重なる部分については、その全部または一部をもって、本計画の一部とみなします。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「筑後市成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「筑後市再犯防止推進計画」を包含し、一体的に推進します。



5. 計画の期間

計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や制度改正等を踏まえ、計画期間内であっても、必要に応じて見直しを行うこととします。

6. 計画の策定体制と市民参画

(1) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するため、「筑後市地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施しました。

調査時期	令和7年8月19日～9月5日
調査対象者	18歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネット回収
有効回答数	725件（うち、Web回答179件）
有効回答率	36.3%

(2) 関係団体調査

本計画の策定にあたり、活動状況や活動する上での課題などを把握するため、地域福祉に取り組む関係団体から意見を聴取しました。

調査時期	令和7年9月17日～9月30日
調査対象者	地域で活動されている各種団体 27団体
調査方法	郵送による配布・回収及びインターネット回収
有効回答数	27件（うち、Web回答7件）
有効回答率	100.0%

(3) 筑後市地域福祉計画策定委員会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、関係機関・団体代表者、住民代表者等で構成される「筑後市地域福祉計画策定委員会」を開催し、計画について審議を行いました。

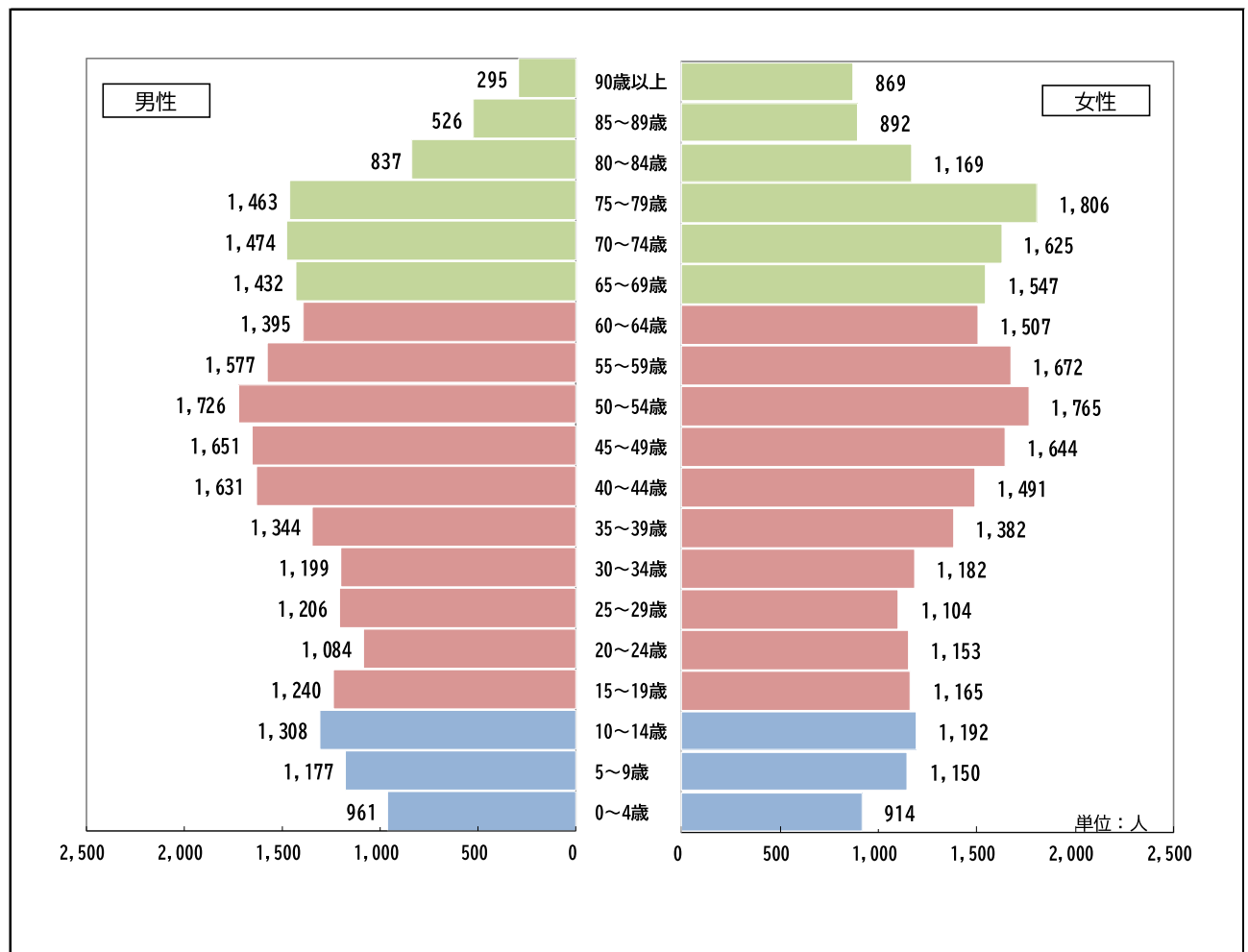
(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。（令和8年11月1日～令和8年11月30日実施。コメント〇件）

第2章 統計からみる筑後市の現状

1. 人口ピラミッド

本市の総人口は令和8年4月1日現在、48,755人で、そのうち65歳以上の高齢者が13,935人となっています。年齢階層別にみると、男性では50～54歳、女性では75～79歳の人口が最も多くなっています。40歳未満の人口が相対的に少なくなっていることから、団塊ジュニア世代が高齢者となり高齢人口が一番多くなる2040年に向けて本市の高齢化はさらに進行していくことが予想されます。また、0～4歳の人口は他の年齢階層と比較して最も少なく、少子化がさらに進行している状況です。

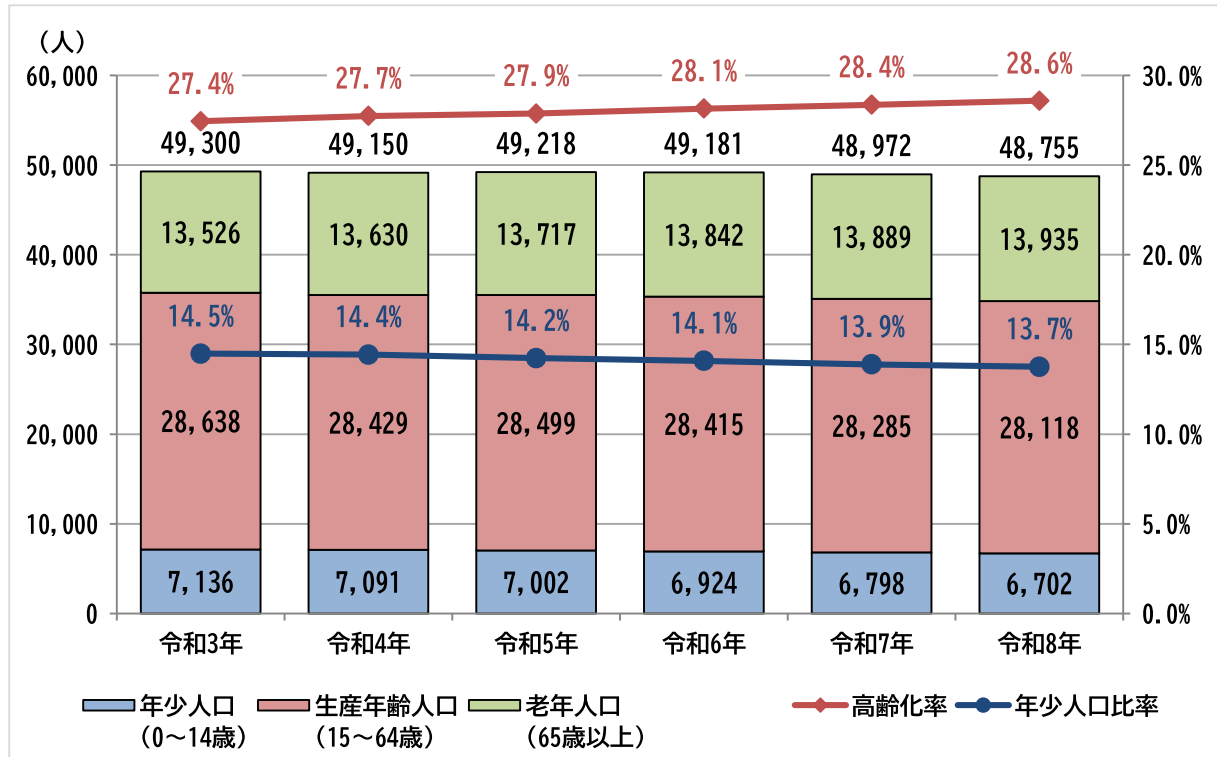


令和8年4月1日現在 出典：筑後市

2. 人口及び高齢化率の推移

令和3年から令和8年の総人口は、ほぼ横ばいで推移しています。内訳をみると、15歳未満である年少人口と15～64歳までの生産年齢人口が減少傾向であるのに対し、65歳以上の高齢人口は継続して増加しています。

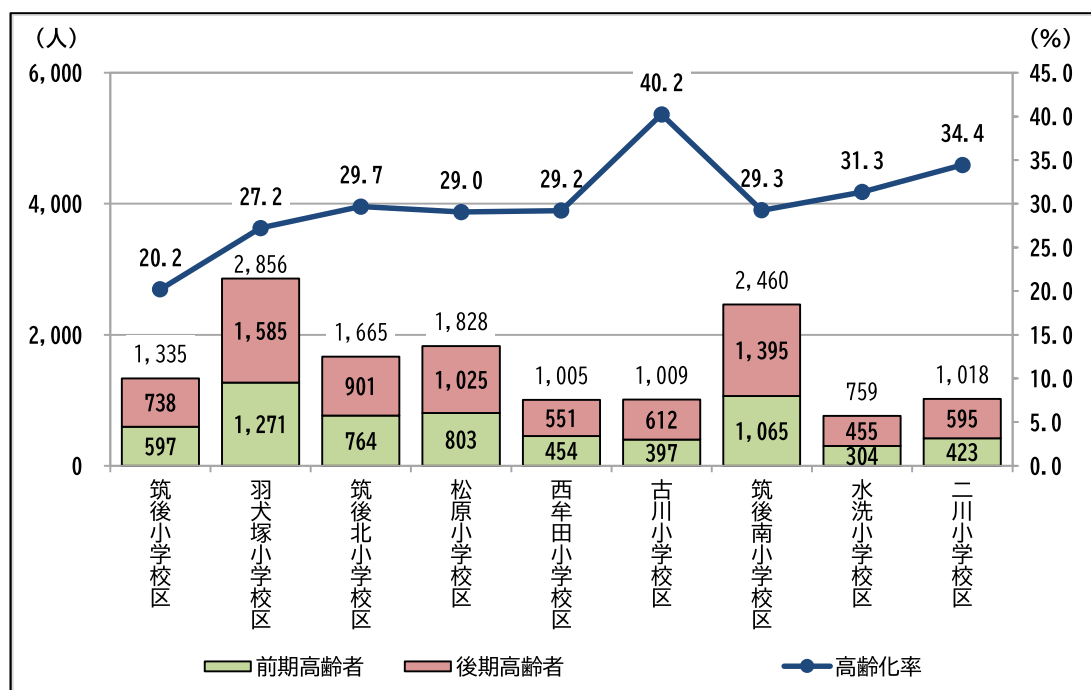
また、本市の高齢化率は増加を続けており、令和8年では28.6%となっています。



各年4月1日現在 出典：筑後市

3. 小学校区別高齢者人口及び高齢化率

小学校区別に高齢化の状況をみると、古川小学校区が高く、次いで二川小学校区、水洗小学校区と続いています。最も高い古川小学校区（40.2％）では、最も低い筑後小学校区（20.2％）と比較して約2倍の差が出ています。



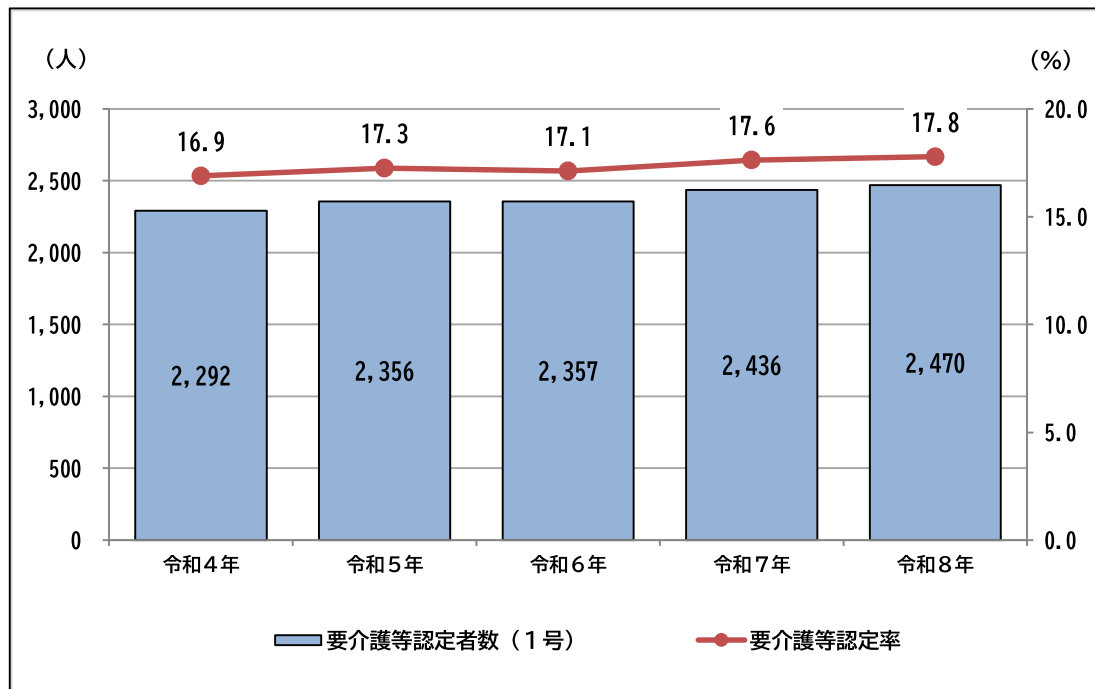
令和8年4月1日現在 出典：筑後市



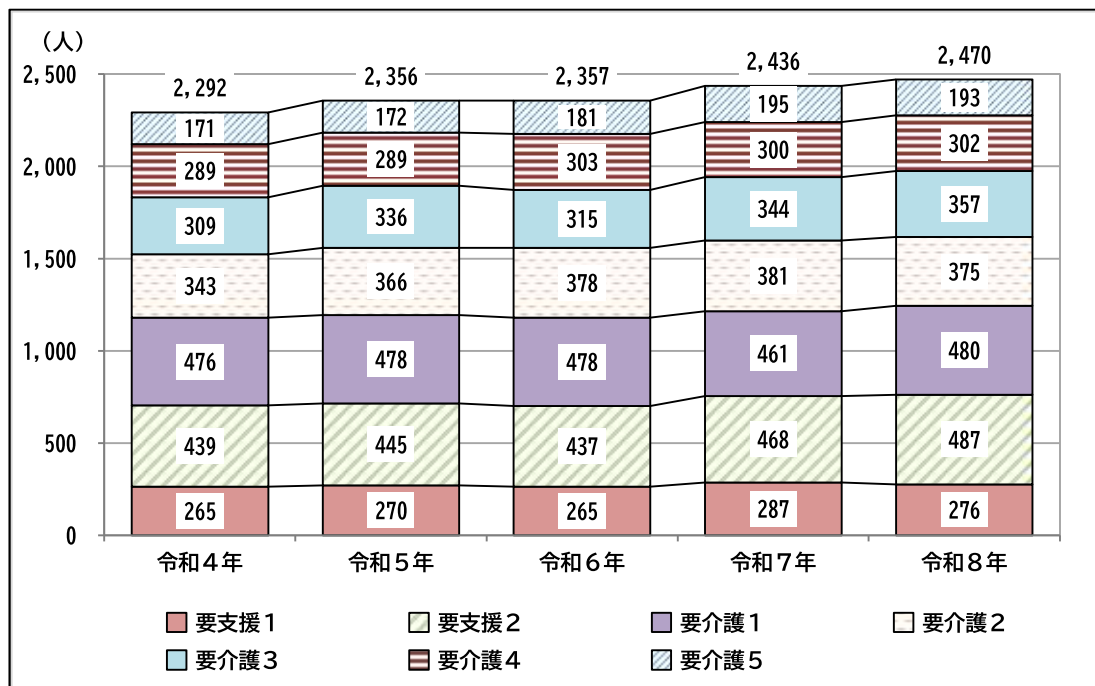
4. 要介護等認定者の状況

本市における65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移は増加傾向にあります。

介護度別でみると、令和3年と比較して令和8年では要支援2の認定者が最も大きく増加しています。



各年4月1日現在 出典：筑後市



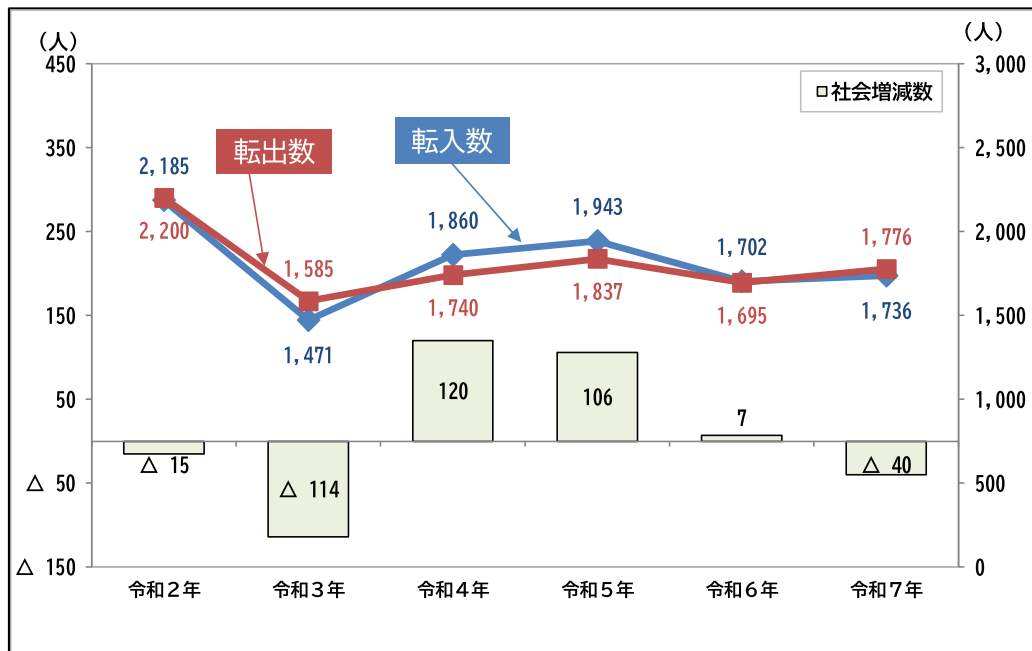
各年4月1日現在 出典：筑後市

5. 人口動態

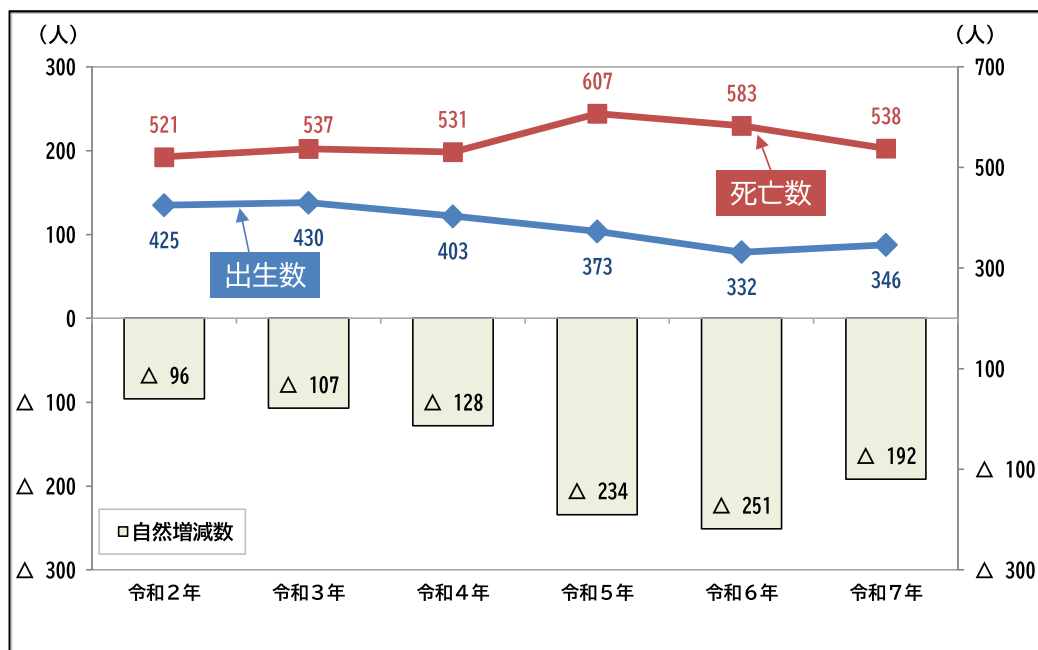
人口動態をみると、社会増減は、令和4年から令和6年では社会増が続いていましたが、令和7年では転入数1,736人、転出数1,776人と40人の減少に転じました。

自然増減は、令和7年に出生数346人、死亡数538人と、192人の減少となっています。近年は自然減の状態が続いています。

■社会増減



■自然増減

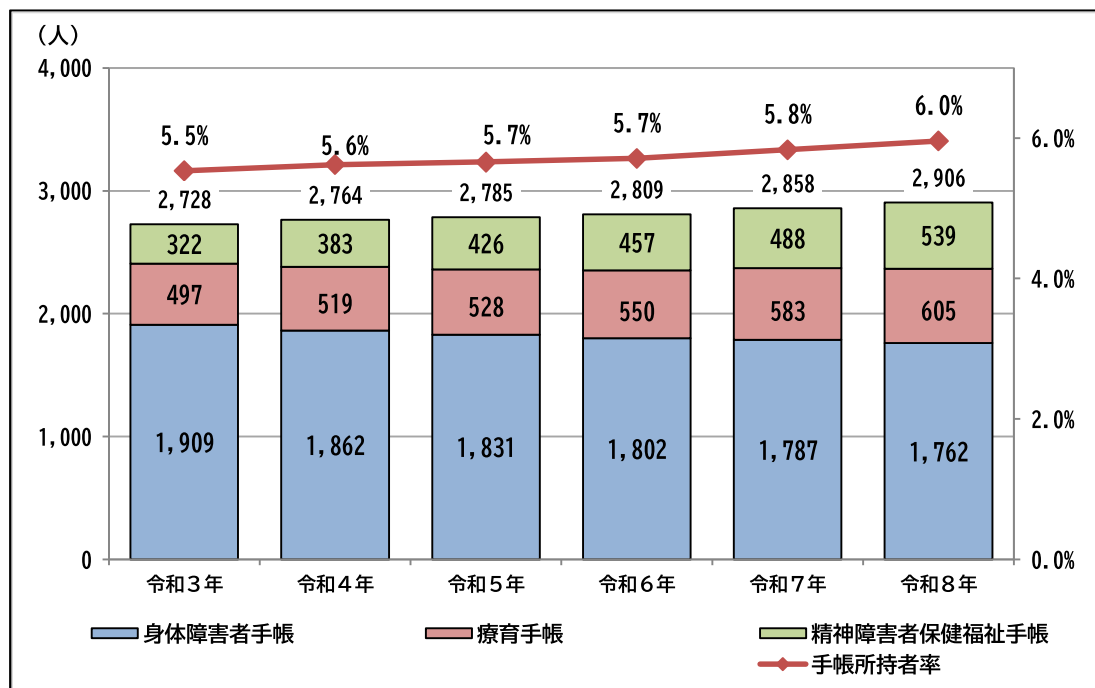


各年12月末日 出典：筑後市

6. 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳の所持者総数は、年々増加している状況です。身体障害者手帳所持者数は、減少傾向で推移しているのに対して、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数はどちらも年々増加傾向にあります。

身体障害者手帳の所持者は、高齢による後天的な疾病もあって高齢者の占める割合が高くなります。そのため、高齢化が進むにつれて身体障害者手帳の所持者数が増加傾向に転じることも考えられます。



各年4月1日現在 出典：筑後市



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

住民一人ひとりが、いきいきと笑顔で生活するためには、住み慣れた場所で安全に安心して暮らせる「地域」が重要な基盤となります。本計画では、この基盤である地域に住み続けたいと思える筑後市にするために、一人ひとりがそれぞれに合った形で協力し合い、支えたり、支えられたりしながら、お互いさまの地域づくりを目指します。

このことを踏まえ、本計画では「みんなでつくる ささえあいのまち」を、基本理念とします。

【基本理念】

みんなでつくる ささえあいのまち



2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人ひとりの意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障害のある人など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

また、地域で積極的に福祉活動を行う、ボランティア、各種団体などの担い手の育成を進め、住民が気軽に自分のことから参加できる機会を増やします。

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組や情報提供体制の充実に努め、持続可能な地域づくりを目指します。

基本目標3 安全・安心なまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくためには、日頃の安全対策や防災・防犯対策等、住民の命を守る取組が必要不可欠です。地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。

また、高齢者や障害のある人、子ども等をはじめ、全ての市民が安全・安心かつ快適に生活できる環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等の推進に努めます。

基本目標4 適切な支援につなぐ仕組みづくり

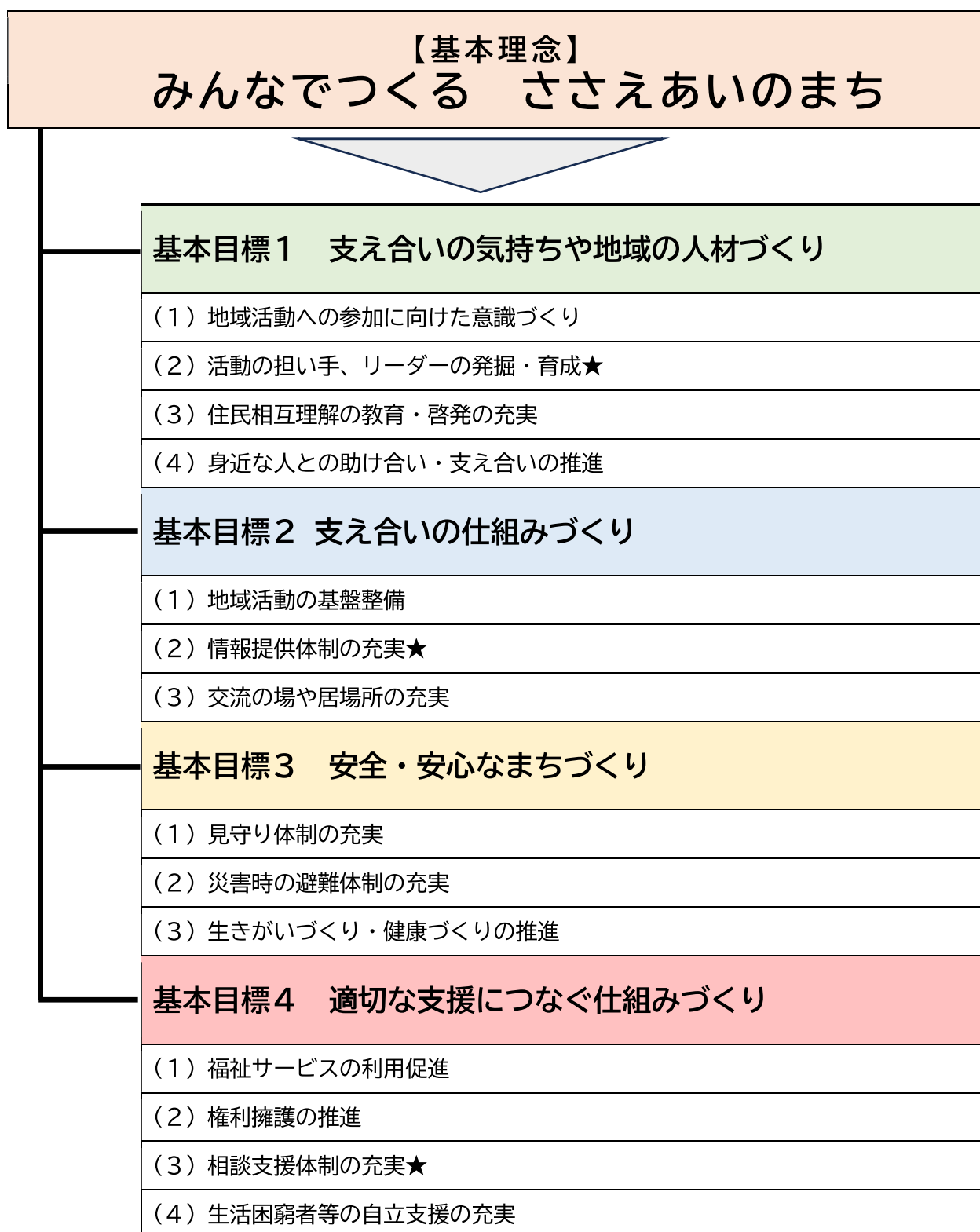
地域においては、子どもから高齢者、子育て世代や障害のある人など、様々な人が暮らししており、課題も複合化・複雑化しています。

それぞれの状況や困りごとに応じた適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制の整備を進めます。また、孤独死やダブルケア、8050問題など、公的支援の狭間にある課題にも対応できるよう、分野横断的な連携を推進します。

さらに、住民の成年後見制度への理解を深め、制度の利用促進を図ります。

3. 計画の体系

本計画を推進するにあたり、基本理念のもとに4つの基本目標を設定して様々な取組を推進します。



★：重点項目

4. 重点項目

第3期計画では、第1期計画及び第2期計画の取組の経過や市民アンケート結果等を踏まえ、基本目標の中から、今後、地域福祉計画を推進する上で特に優先して取り組む3点を「重点項目」とします。

(1) 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

地域活動やボランティア・NPO等への参加のきっかけづくりを支援するとともに、活動団体の情報発信や参加しやすい環境づくりを後押しし、世代や立場を超えた多くの市民が地域福祉の担い手として活躍できるよう取組を進めます。

(2) 情報提供体制の充実

広報誌やSNS等の多様な媒体を活用し、福祉サービスや地域活動に関する分かりやすい情報発信を行うとともに、見守り活動や訪問活動を通じて必要な情報が必要な人に届く体制づくりを進めます。

(3) 相談支援体制の充実

民生委員・児童委員や地域包括支援センター、こども家庭サポートセンターなど、様々な相談窓口について市民への周知を図るとともに、関係機関や地域との連携を強化し、困りごとを抱える人が必要な支援につながりやすい体制づくりを進めます。

5. 地域共生社会の実現に向けて

(1) 地域共生社会について

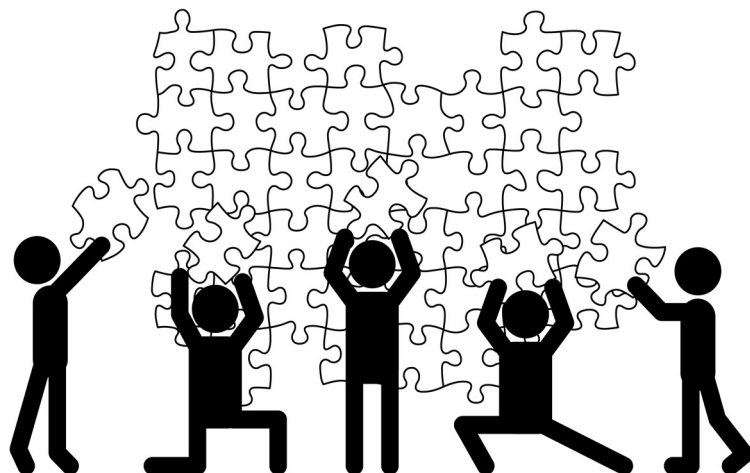
地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、住民や各種団体などの多様な主体が、地域で生じる様々な課題の解決に向けた取組に参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会です。

(2) 包括的な支援体制の整備について

「地域共生社会」の実現に向けて、令和2年6月に社会福祉法が改正され、同法第106条の3において、「市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」と規定され、「包括的な支援体制の整備」が努力義務化されました。

本市においても、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野ごとの縦割りを解消し、複雑・複合化した生活課題をしっかりと受け止め、本人やその家族を一体的に支援できるよう関係機関のネットワークを強化していきます。

また、すべての地域住民が孤立せず、役割と生きがいを持てるよう、人と人、人と地域がつながる支え合いのまちづくりを目指します。



第4章 施策の展開

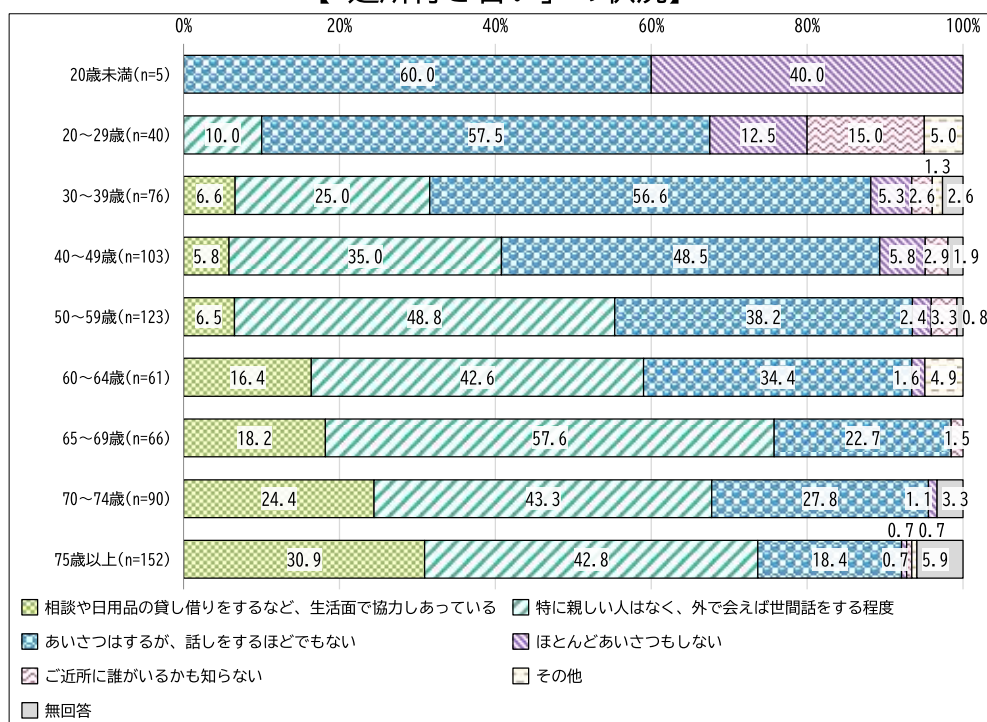
基本目標1 支え合いの気持ちや地域の人材づくり

(1) 地域活動への参加に向けた意識づくり

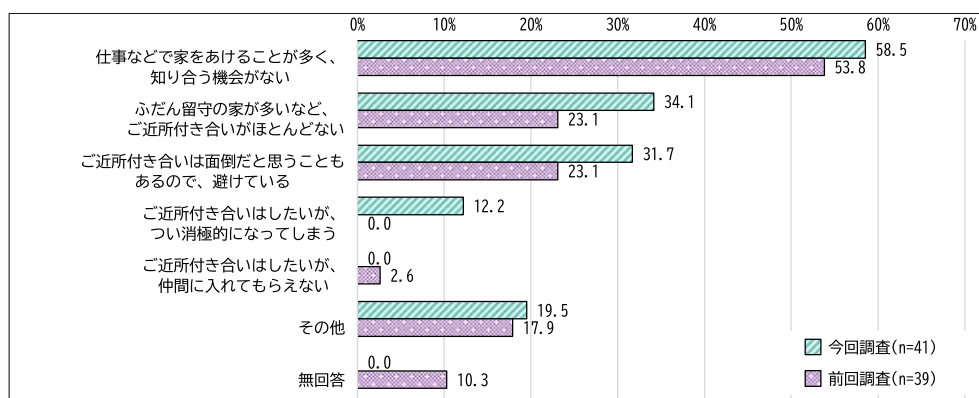
「近所付き合い」の状況については、年齢層、居住年数が高くなるにつれ、近所付き合いの親密度が高くなる傾向がみられます。

近所付き合いをしていない理由については、約6割が「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」、約3割が「ふだん留守の家が多いなど、ご近所付き合いがほとんどない」「ご近所付き合いは面倒だと思うこともあるので、避けている」と回答しています。また、前回調査と比べて「ふだん留守の家が多いなど、ご近所付き合いがほとんどない」「ご近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう」が10ポイント以上高くなっていることから、地域のつながりが希薄化している傾向がみられます。

【「近所付き合い」の状況】



【近所付き合いをしていない理由】



高齢者や長期居住者ほど、近所付き合いが密接であり、協力体制が築かれているのは、時間をかけて信頼関係が生まれた結果と言えます。一方、若年層や短期居住者は「物理的に会う機会がない」「留守が多い」「近所付き合いが面倒」など、環境や精神的なことが要因となっているようです。

「つながり」をつくるためには地域交流のきっかけづくりが重要であり、新しい住民や若年層が気軽に参加しやすい交流の場をつくり、顔を合わせる機会を増やすことで、住民同士の信頼関係を醸成することができます。そのためには、住民がそれぞれの生活スタイルに合わせて参加できるような負担感の少ない地域交流の仕組みづくりが求められています。

一人ひとりができること（自助）

- あいさつや会話などによって、日頃から地域の人たちとのつながりをつくっていきましょう。
- 行政区活動や校区コミュニティ協議会活動をはじめとした地域での活動等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- 障害の有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、同じ地域に住む者として、お互いを尊重しあいましょう。
- 困っている人を見たら、声をかけ、手助けをしましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 地域でのあいさつ・声かけを積極的に進めましょう。
- 地域住民が地域活動に参加するきっかけをつくったり、活動の周知を行ったりすることで活動への参加を推進しましょう。
- 福祉に関する学習や、ボランティア・助け合い活動等を行うときは、積極的に広報し、参加を呼び掛けましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
市民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●校区福社会連絡協議会、民生委員・児童委員協議会と連携、協働し、受託事業である生活支援体制整備事業の取組も活用しながら支え合いの地域づくりについて市民への啓発を行います。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
地域への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で活動している各団体に対して、活動に必要な社会資源の活用も含め情報の提供や支援を行います。
市民への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動を行う団体や組織との連携を図りながら、地域課題の解決に向けた取組を支援します。 ●「ワーク ライフ コミュニティ」の考えが市民の生活の中に醸成されるよう啓発していきます。

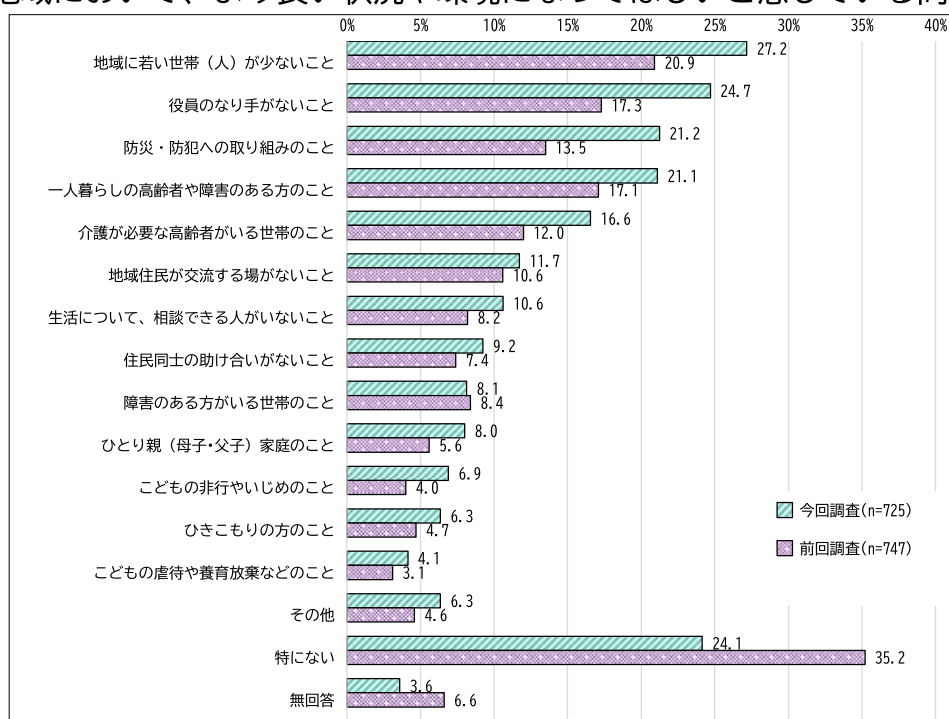
市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
校区コミュニティ・地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともに行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。 	協働推進課
行政区活動補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区の運営及び活動の活性化を図るため、財政的支援を行います。 	協働推進課
生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターが、地域の課題や資源の把握を行い、地域で取り組む支え合い活動を進めていきます。 	地域包括支援センター

(2) 活動の担い手、リーダーの発掘・育成

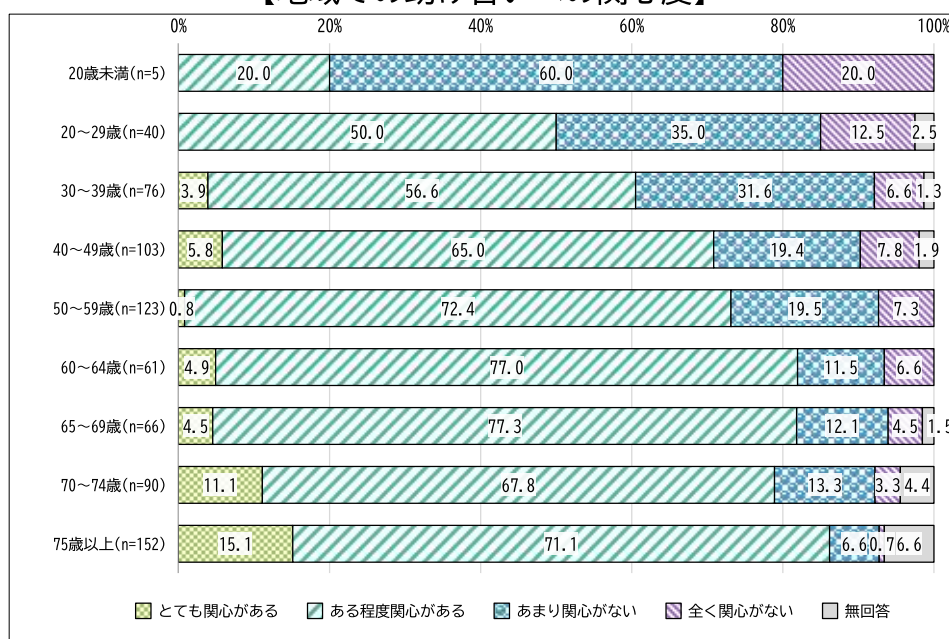
地域において、より良い状況や環境になってほしいと感じている問題については、上位に「地域に若い世帯（人）が少ないこと」「役員のなり手がないこと」が挙げられており、前回調査と比べて「障害のある方がいる世帯のこと」「特にない」以外はどの項目も高くなっており、地域課題への関心や問題意識が高まっていることがうかがえます。

【地域において、より良い状況や環境になってほしいと感じている問題】



また、地域での助け合いに関しては7割が『関心がある』と回答しており、年齢層が高くなるにつれ『関心がある』が高く、『関心がない』が低くなる傾向がみられます。

【地域での助け合いへの関心度】



地域福祉の推進には「人と人とのつながりを支える仕組みづくり」が重要です。その実現のためには住民の自発的な参加を促すことが不可欠であり、わかりやすい情報提供と、気軽に参加できる場づくりが求められます。そうした情報発信の工夫や交流の場の整備を通じて、住民の協力意欲を活かしながら、担い手不足や孤立の課題に対応していくことが期待されます。

一人ひとりができること（自助）

- 地域活動や各種ボランティア、NPO等、やってみたいこと、興味あることの情報を収集し、積極的に参加しましょう。
- 市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、地域活動に積極的に参加をしましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 地域の住民が交流イベントや体験活動等に参加する機会をつくったり、積極的に声をかけたりすることで、活動への参加を推進しましょう。
- ボランティア、NPO等は、活動を通じて市民に向けたPRを行い、担い手として参加する人を増やしましょう。
- 自分たちが行っている活動について積極的に情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境づくりをしましょう。
- 地域の中で連携、補完しあい、より多くの人が関わるができる活動に拡げていきましょう。
- 団塊の世代等を含めた定年退職した人に対し、地域活動への参加を促しましょう。
- 専門的な知識や技術を要する地域の事業者及び従事者は、その知識と技術、経験を活かし、地域活動に協力しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
地域活動の担い手育成	●研修会や講座、出前教室など啓発の機会を設定し、それをきっかけに新たな担い手の発掘につなげていきます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
機会の提供	●地域活動、ボランティア活動等に関心のある市民に対して、講座や研修会等の機会を提供するなど活動の参加者・担い手の輪を拡げていきます。
地域への支援	●地域で活動している各団体に対して、負担の軽減の検討も含め活動の継続につながる支援を行います。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
校区コミュニティ・地域活動支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともに行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。 	協働推進課
ボランティア・NPO 支援事業	●地域内でささえあいの活動をしているボランティア・NPO 団体を支援します。	協働推進課
ボランティアちっご塾事業	●中学生・高校生を対象に、講義やボランティア体験などを通して、地域の担い手として貢献する人財を育成します。	社会教育課

(3) 住民相互理解の教育・啓発の充実

地域福祉は、性別、国籍、年齢、心身の症状、経済状況等に関わらず、地域に暮らす住民同士がお互いを認め合い、誰も排除されず受入れられ、ともに生きていく地域社会を基盤としています。見守り・支え合う地域づくりを実現するためには、子どもから大人まで全ての住民一人ひとりの心の中に、相手を尊重し、見守り・支え合う福祉の心を育んでいることが必要です。

地域・社会福祉協議会・行政が連携し、偏見や差別等をなくしていくための人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の醸成を図っていくことが今後さらに重要であることから、全世代に向けた福祉教育の推進が求められています。

一人ひとりができること（自助）

●福祉や人権など社会が抱える問題について理解を深めましょう。
●お互いの違いを認め合い、相手への理解を深めましょう。
●福祉や人権に関わる様々な問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加しましょう。
●地域の様々な団体(社会福祉協議会、地域福祉関係団体等)の活動内容をよく知り、活用しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

●地域の社会資源や人材を活かしながら、地域住民が抱える問題を共有し、その問題解決、啓発に取り組みましょう。
●地域福祉関係団体の活動を積極的にPRし、市民の参加を促進しましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
福祉教育	●くらしと福祉の学級（住民向け福祉講座）、市民福祉のつどい、福祉出前教室、小・中学校における福祉の授業の支援・連携、社会福祉協議会だより「人として」や「生活支援コーディネーター通信」などの発行など必要な福祉教育活動を充実させます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
市民への啓発	●小中学校をはじめ様々な関係機関と連携し、子どもの時期から福祉に関する教育や啓発の充実を図ります。
	●地域における様々な人権問題を自分事として捉えられるよう、人権教育・啓発の取組を推進します。
多様性を認める地域づくりの推進	●人それぞれの違い、多様性を認めあい、対等な関係において誰もがともに成長しあえる地域づくりを推進します。
	●国籍や民族が異なっても互いの違いを認め合い、対等な関係を築き、ともに生きていける多文化共生の地域づくりを推進します。

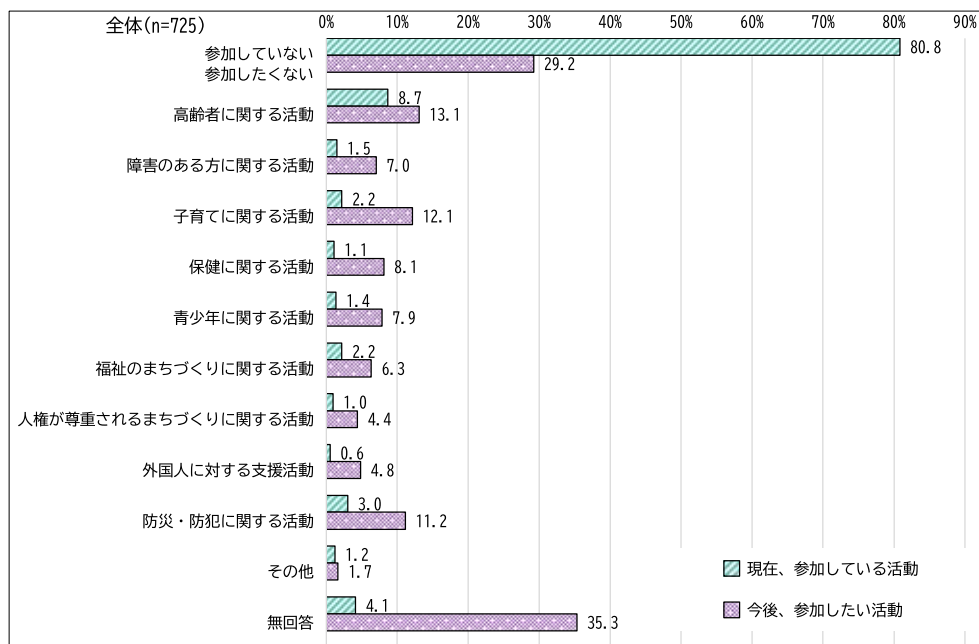
市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
外国人居住に関する相談事業	●外国人住民が必要な支援につながるができるよう、相談窓口の案内や関係機関との連携を行うとともに、多言語による相談対応体制の充実を図ります。	協働推進課 他
人権・同和問題啓発事業	●市民等に対し、差別や偏見の解消のため、様々な人権に関する啓発事業を実施します。	人権・同和教育課 人権・同和对策室
校区コミュニティ・地域活動支援事業（再掲）	●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともにを行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。	協働推進課

(4) 身近な人との助け合い・支え合いの推進

ボランティアや地域活動等への現在の参加状況及び今後の参加意向については、8割が「参加していない」、約3割が「参加したくない」と回答しており、現在の参加状況は前回調査と比べて「参加していない」が22.7ポイント高くなっています。また、現在の参加率に比べて今後の参加意向率が高くなっているものの、参加意向率はどの活動も1割前後とかなり低くなっており、地域活動への関心や関与が弱まっている傾向がみられます。

【ボランティアや地域活動等への現在の参加状況及び今後の参加意向】



地域で「困っている人」、「支援が必要な人」を把握した際に、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せようとしたりするのではなく、「自分たちで何かできないか」と思える意識の醸成はとても重要です。

住民が、「自分のこと」として地域の課題に気付き、地域住民だからこそできることを模索し、公的サービスではできない地域課題の解決を目指すことが必要です。

一人ひとりができること（自助）

- 自分一人や家族だけでできないことは、隣近所の人などに支援や手助けをお願いしてみましょう。
- あいさつや会話などによって、日頃から地域の人たちとのつながりをつくっていきましょう。
- 地域の内外に、多様なつながりをつくっていきましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

●ごみ出し、買い物、通院などの日常生活での困りごとを抱えている人に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で助け合い、支え合いましょう。
●専門的な支援が必要と思われるときには、行政や関係機関へ連絡しましょう。
●地域の内外に多様なつながり、助け合える関係をつくり上げていきましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
小地域福祉活動	●校区福祉会活動、社会福祉協議会管轄の地域デイサービス、福祉員制度の取組への支援を行います。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
支え合いの推進	●地域における住民同士の自発的な助け合いや支え合いを支援、推進します。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
生活支援体制整備事業 (再掲)	●生活支援コーディネーターが、地域の課題や資源の把握を行い、地域で取り組む支え合い活動を進めていきます。	地域包括支援センター
ファミリー・サポート・センター事業	●育児の援助を受けたい市民に対して援助を行う意欲のある市民が援助活動を行います。	こども家庭サポートセンター
校区コミュニティ・地域活動支援事業（再掲）	●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともにを行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。	協働推進課
地域デイサービス事業	●地域住民により、地域で暮らす高齢者に対して健康チェック、体操、レクリエーション等を行うことで、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図ります。	高齢者支援課

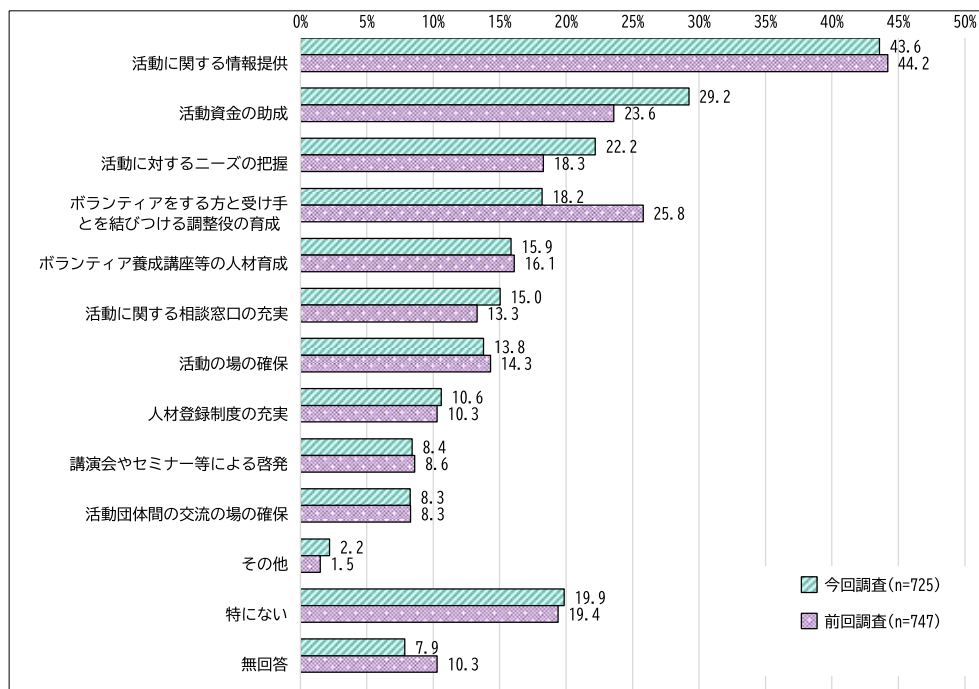
基本目標2 支え合いの仕組みづくり

(1) 地域活動の基盤整備

本市においては、社会福祉協議会や自治会、ボランティア団体、NPO法人、当事者団体、福祉事業者、一般企業等がそれぞれ活動していますが、地域の身近な課題を解決するためには、これらの団体が連携・協力し、課題解決に取り組んでいくことが重要です。

ボランティアやNPO活動等を活性化するために必要な市の取組については、「活動に関する情報提供」が43.6%と最も高く、次いで「活動資金の助成」29.2%、「活動に対するニーズの把握」22.2%となっています。

【ボランティアやNPO活動等を活性化するために必要な市の取組】



地域内の身近な課題の解決に向け、団体同士が連携して取り組むことができるよう、それぞれの地域の課題や実情に合った地域内のネットワーク構築を推進していく必要があります。

一人ひとりができること（自助）

- 地域活動や各種ボランティア、NPO等、やってみたいこと、興味あることの情報を収集し、積極的に参加しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 各団体が行う活動において、参加者の拡大のための組織づくり・運営に取り組みましょう。
- 様々な団体との連携、協力などを行っていきましょう。
- 自治会活動を活性化し、隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しみの場を持つように心がけましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

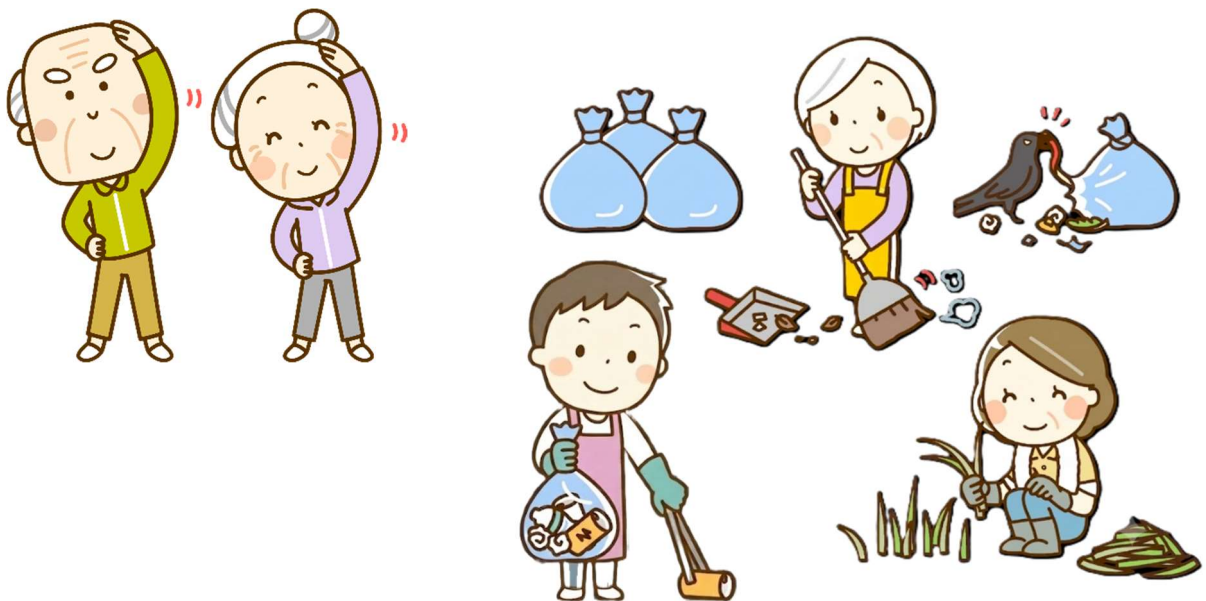
項 目	取組の内容
生活支援体制整備事業 （市からの受託事業）	●第一層・第二層コーディネーターが常に連携し、地域への発信と支援、第一層協議体の運営を行います。社会福祉協議会の地域福祉活動と連携しながら支え合いの地域づくりについて市民への啓発も行っています。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
地域への支援	●地域で活動している各団体に対して、活動に必要な社会資源の活用も含め情報の提供や支援を行います。（再掲）
	●地域で活動している各団体の活動を各方面から支援していきます。
市民への啓発	●市民に対して、地域活動の周知を行うとともに活動への参加を推進します。（再掲）
	●「ワーク ライフ コミュニティ」の考えが市民の生活の中に醸成されるよう啓発していきます。（再掲）

市の主な関連事業

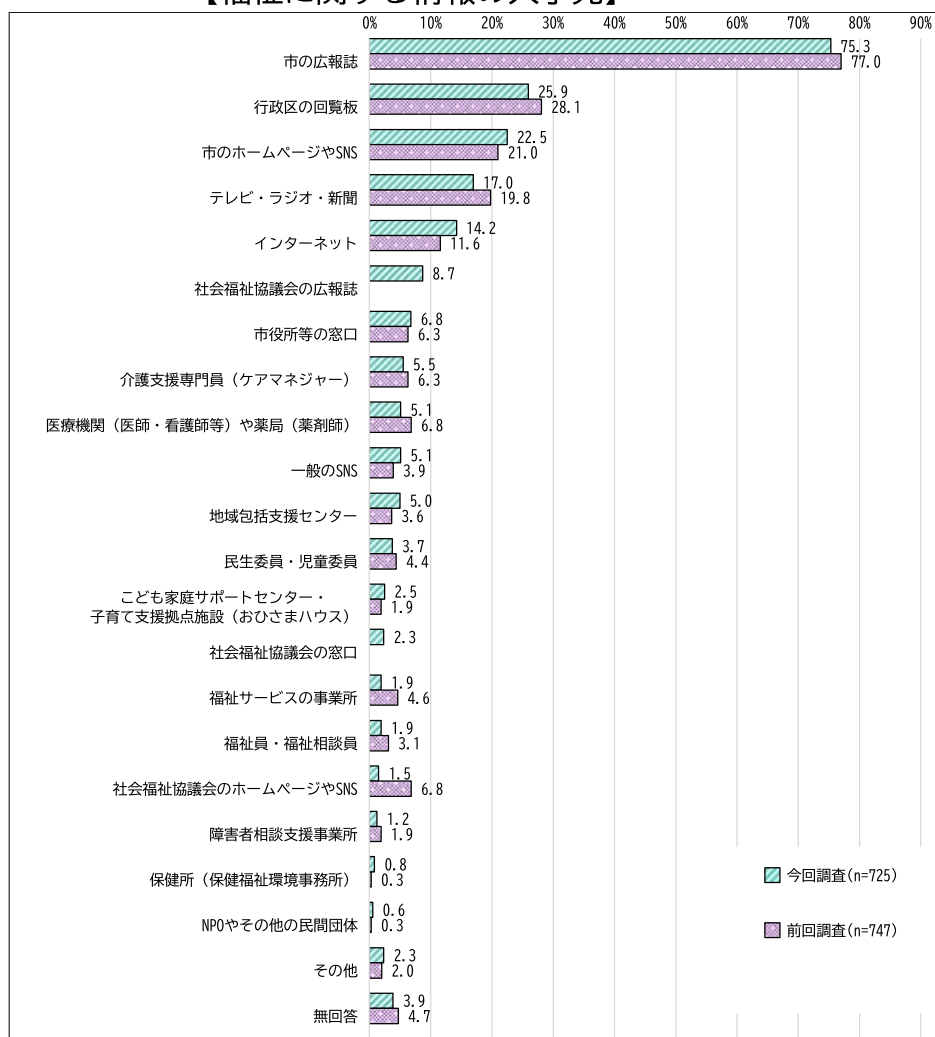
事業名	概 要	担当課
子育て支援拠点施設事業	●子育て中の親子の交流等を促進し、地域の子育て支援機能の充実を図ることで、子育て中の親の孤独感や不安感を解消します。	こども家庭サポートセンター
行政区活動補助事業 (再掲)	●行政区の運営及び活動の活性化を図るため、財政的支援を行います。	協働推進課
生活支援体制整備事業 (再掲)	●生活支援コーディネーターが、地域の課題や資源の把握を行い、地域で取り組む支え合い活動を進めていきます。	地域包括支援センター



(2) 情報提供体制の充実

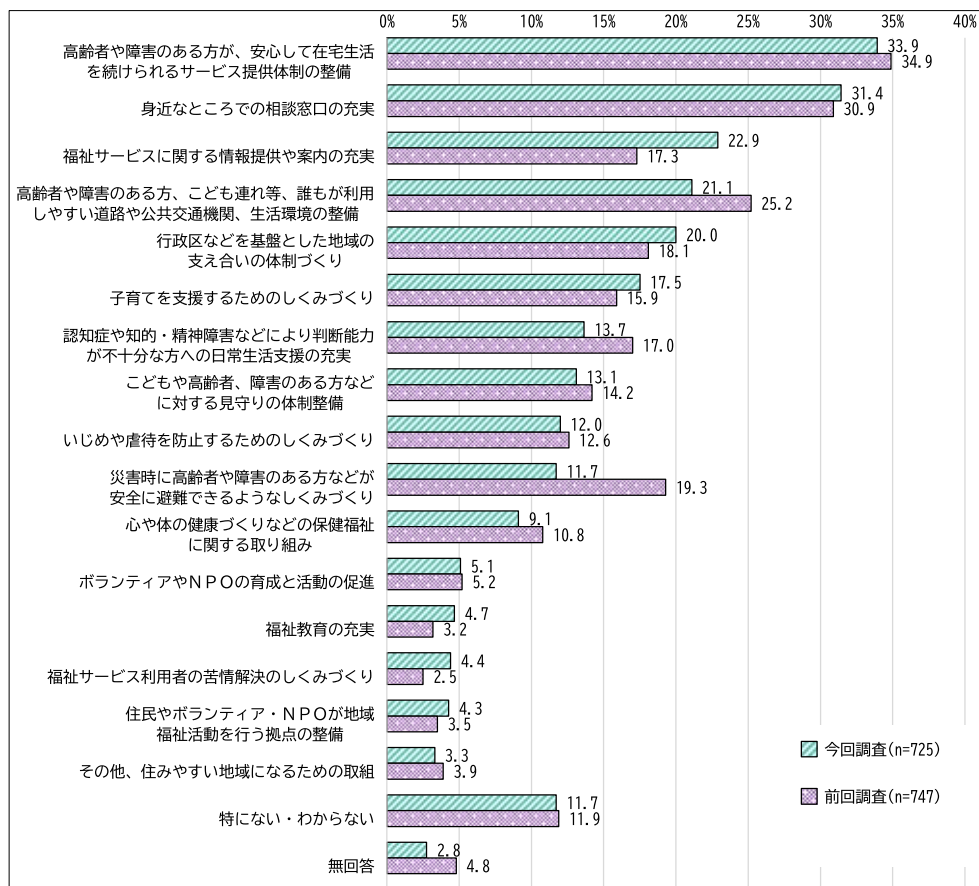
福祉に関する情報の入手先については、「市の広報誌」が最も高く、次いで「行政区の回覧板」「市のホームページやSNS」となっています。前回調査と比較しても、広報誌や回覧板などの紙媒体による情報取得の割合が高い状況が続いています。一方で、ホームページやSNSなどデジタル媒体による情報取得も一定程度みられることから、今後も紙媒体とデジタル媒体を組み合わせた効果的な情報発信が求められます。

【福祉に関する情報の入手先】



地域福祉の基盤整備のために筑後市が優先的に取り組むべき課題について、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」も大きな割合を占めています。住民にとって必要な支援をわかりやすく伝えるための情報整備が求められていることがうかがえます。

【地域福祉の基盤整備のために筑後市が優先的に取り組むべき課題】



一人ひとりができること（自助）

- 福祉の制度やサービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。
- 行政区の回覧版や広報ちくご、ホームページ、SNS等の媒体から、必要な情報を収集しましょう。
- 地域活動や自分が行っている活動などを発信、宣伝するようにしましょう。
- 福祉制度の説明会等に積極的に参加しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 地域で活動している各団体は、提供する支援サービスや内容、活動について、SNS等の媒体を活用して広く情報を発信していきましょう。
- 見守り活動を通じて、情報が必要な人に福祉サービス、各種支援に関する情報を伝えましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
福祉情報の充実	●社会福祉協議会だより「人として」、コーディネーター通信の発行、ホームページやSNS等を活用しての情報発信を行っていきます。
各種講座等の開催	●社会福祉協議会主催や各団体との共同による研修会や社会福祉協議会職員による出前講座等により福祉サービスや社会福祉協議会の活動等についての情報発信に取り組みます。
訪問活動	●地域で暮らす高齢者やその家族に対し、公的福祉サービスや社会資源に関する情報提供を適切に行うため、地域包括支援センター地区ステーションの強化を図ります。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
情報提供の充実	●広報ちくご、SNS等の媒体の特色を生かした分かりやすい情報提供に取り組みます。
	●障害者や高齢者などを含む全ての市民に配慮した情報提供に努めます。
地域への支援	●出前講座などを通じて、市で取り組む福祉事業を積極的に発信するほか、地域の活動なども市から発信します。
	●様々な媒体を活用し、地域からの情報の発信を支援します。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
広報ちくご・ホームページ等による広報	●周知の際は、誰もが分かりやすい情報提供に努めます。	総務広報課
生涯学習まちづくり出前講座	●市民からの依頼に応じて各担当課が出前講座を実施し、市の事業や制度について分かりやすく情報提供するよう努めます。	社会教育課

(3) 交流の場や居場所の充実

地域福祉において、交流の場や居場所の充実は、社会的孤立の防止と共生社会の実現に向けて大変重要です。

現在、単身世帯の増加や核家族化により「つながりの希薄化」が進行しています。既存のサロンや集いの場は一定の成果を上げているものの、参加者の固定化や高齢者への偏りが見られます。また、運営者の高齢化や後継者不足により、活動の継続性においても課題があります。

今後は、属性を問わず誰もが気兼ねなく立ち寄れる「多世代交流」の視点を取り入れた場づくりが求められます。SNS等を活用した積極的な情報発信により参加のハードルを下げるのが重要です。

一人ひとりができること（自助）

- | |
|---|
| ●あいさつや会話などによって、日頃から地域の人たちとのつながりをつくっていきましょう。 |
| ●積極的に地域行事に参加し、地域の多くの人と交流の機会を持つことを心がけましょう。 |
| ●必要に応じて様々な媒体を活用しながら、人とのつながりをつくりましょう。 |
| ●困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。 |
| ●高齢者のみの世帯、子育て家庭や、障害のある人がいる世帯など、困りごとを抱えている人がいたら、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談してみましょう。 |

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- | |
|--|
| ●参加しやすい雰囲気づくり、世代別や共通する課題別に新たな集いの場をつくるなど、地域の全ての人が交流できるような場の充実、活性化に努めましょう。 |
| ●様々な団体との連携、協力などを行っていきましょう。 |

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
総合福祉センターの機能強化	●総合福祉センターの今後の在り方を検討し、子どもからお年寄りまで幅広い年代で気軽に利用できる居場所づくりに努めます。
小地域福祉活動	●地域デイサービスへの支援を継続し、地域における高齢者の居場所づくり、また校区福祉会での子育てサロン活動への支援を行い、子どもや保護者が安心して過ごせる居場所づくりに努めます。
当事者団体の支援、交流の場の開催	●ひきこもり家族会「サルビアの会」、障害のある兄弟姉妹の会「ふくおか・筑後きょうだい会」、介護家族の会「コスモス」、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会等の支援、サポート、内職スペース「ふらっとスペース」の開設、精神障害のある人のフリースペース「かたる〜む」などを開催し、当事者や家族の居場所づくりや当事者同士の交流などに取り組めます。また、各地域で取り組まれている「地域食堂、子ども食堂」に関しても住民が主体的に活動を継続・発展できるように後方支援を行います。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
交流の場の充実	●誰もが集える居場所やお互いに悩みを語り合えるような交流の場の充実を図り、地域での支え合いを推進します。
	●各団体が居場所づくり等に取り組む際の支援を行います。
	●情報通信技術（ICT）等を活用した新しい交流の場の整備を検討していきます。
交流の創出	●地域の人たちとともに「孤立」をなくし、地域とのつながりをつくれます。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
地域デイサービス事業 (再掲)	●地域住民により、地域で暮らす高齢者に対して健康チェック、体操、レクリエーション等を行うことで、高齢者の閉じこもり予防や介護予防を図ります。	高齢者支援課
地域子育てサロン事業	●身近な場所に、子育て中の親子を中心に地域の人たちが気軽に集う環境を整備して、共に子育てを楽しみながら、育児不安の解消を図ります。	こども家庭サポートセンター
校区コミュニティ・地域活動支援事業（再掲）	●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともにを行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。	協働推進課
地域介護予防活動支援事業	●さんかく塾や足腰ぴんしゃん塾など、地域で行われる介護予防活動の支援を行います。	高齢者支援課
こども・子育て地域資源開拓事業	●地域ニーズを把握し、地域資源である多様な民間団体等の発掘や育成、連携を通じてこどもや子育て家庭を支援します。	こども家庭サポートセンター



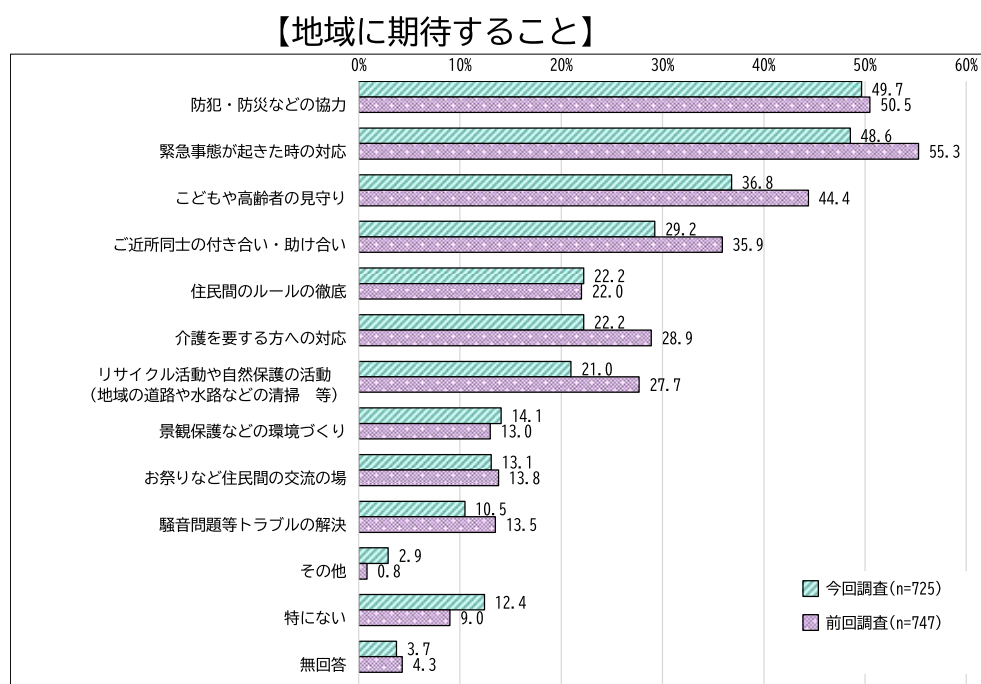
基本目標3 安全・安心なまちづくり

(1) 見守り体制の充実

一人暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進む中で、近年、孤独死や子どもの虐待死等が大きな社会問題となっています。

様々な事情により支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につなげるためには、地域における見守り体制の充実は大変重要です。

こうした体制づくりの必要性は、市民の意識にも強く表れています。アンケート調査の結果では、地域に期待することについて、「防犯・防災などの協力」が49.7%と最も高く、次いで「緊急事態が起きた時の対応」48.6%、「子どもや高齢者の見守り」36.8%となっており、地域における見守りについて市民の高い関心があることが分かります。



支援を必要とする人が地域の中で孤立しないよう、声かけやあいさつなど日常的な見守りを含む、地域における見守り・支え合い活動の推進を図っていくことが必要です。

一人ひとりができること（自助）

●困りごとがあれば、一人で抱え込まず、身近な人や関係機関に相談しましょう。
●防犯に関する意識を高め、地域の防犯活動へ参加しましょう。
●様々な消費トラブルについて関心を持ち、被害に遭わないよう注意しましょう。
●虐待を受けたと思われる児童、高齢者、障害者等を発見した場合には、必ず市や専門的な相談窓口に通告・相談しましょう。 ※関連する各法律において、虐待を受けたと思われる者を発見した場合、通告しなければならないことが国民の義務とされています。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

●困っている人を見かけたときは、声をかけたり、民生委員・児童委員等の地域の役員に相談しましょう。
●行政区や校区コミュニティ協議会で地域の困りごとを共有し、解決のための方策を考えていきましょう。
●自主防災組織の強化・充実を図りましょう。
●虐待が疑われる場合は、速やかに関係機関へつなぎましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
地域支援の充実	●民生委員・児童委員、福祉員等と連携し、地域の中で支援が必要な人たちを把握し、行政や関係機関、社会福祉協議会独自の支援や相談に結び付けていきます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
支援体制の充実	●地域と連携して、支援が必要な人や生活困窮者等の把握に取り組み、ともに支援する体制を確立します。
	●包括的な支援に向けて、地域のネットワーク、見守る体制を充実させていきます。

項 目	取組の内容
防犯意識の向上	●警察、防犯協会、地域の防犯組織等と連携して、地域住民の犯罪被害防止の支援、啓発を行います。
虐待防止の推進	●児童・高齢者・障害者等への虐待に関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発と相談窓口の周知を行います。 ●相談者のプライバシーに配慮しながら、被虐待者や家族等に対する相談や支援の充実を図ります。

市の主な関連事業

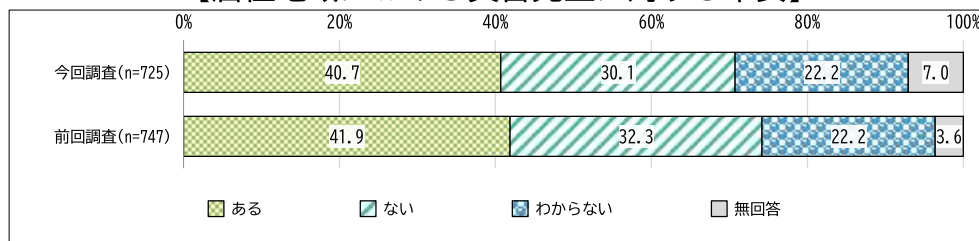
事業名	概 要	担当課
乳幼児家庭訪問	●出生連絡票に基づく新生児訪問や、乳幼児健診後のフォローなどの訪問を行います。	こども家庭サポートセンター
高齢者障害者 SOS ネットワーク運営事業	●SOS ネットワーク協力機関と連携し、行方不明になった高齢者や障害者等の早期発見及び迅速な保護につなげます。	高齢者支援課
認知症支援推進事業	●認知症地域支援推進員が中心となり、認知症への理解を広めながら、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めます。	地域包括支援センター
虐待防止事業	●児童・高齢者・障害者等への虐待の防止、早期発見・早期対応を行います。 ●住民や関係機関に対し、虐待防止についての意識啓発を行い、通報義務や相談窓口について周知を行います。	こども家庭サポートセンター 地域包括支援センター 福祉課
校区コミュニティ・地域活動支援事業 筑後市安全・安心まちづくり事業	●校区コミュニティ協議会等への補助金交付などにより、地域が行う防犯活動、みまもり活動等を支援します。	協働推進課 防災安全課
こんにちは赤ちゃん事業	●生後 4 か月以内の乳児がいる家庭を訪問し、育児に関する相談対応や情報提供を行います。	こども家庭サポートセンター

(2) 災害時の避難体制の充実

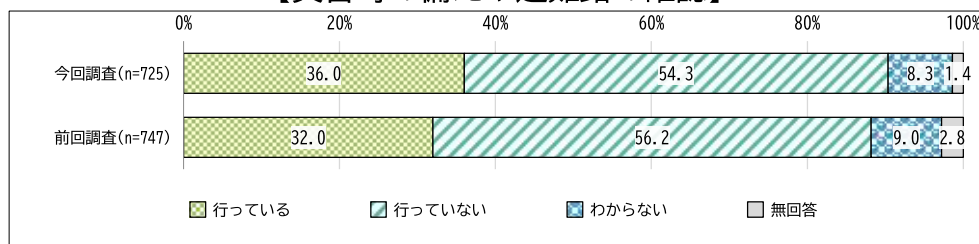
災害への対応は、事前の備えなど自助が基本となりますが、自助のほか互助も重要となります。特に、障害者、高齢者、妊産婦などの要配慮者の方たちが避難する際には、どのような方法で避難するかなどを事前に決めておくことが重要です。

アンケート調査の結果では、居住地域における災害発生に不安を感じている市民が約4割にのぼる一方、避難路の確認等の備えを行っていないとの回答が5割を超えています。また、75歳以上の約2割が自力での避難を「できない」と回答しています。

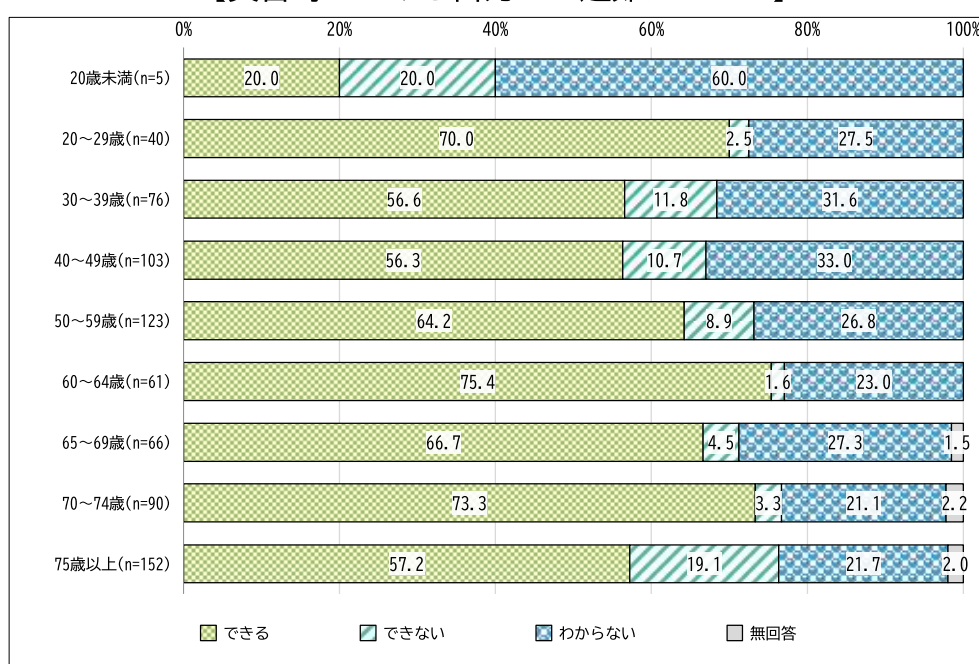
【居住地域における災害発生に対する不安】



【災害時の備えや避難路の確認】



【災害時における自力での避難について】



普段から地域の中などにおいて「顔の見える関係」を築くことで、緊急時に迅速な救助や安否確認が行える体制を強化していくことが重要です。

一人ひとりができること（自助）

- 個人・家庭で防災・減災意識を高め、災害時の避難行動（先）などについて身近な人と話をしましょう。
- 自主防災組織等が行う防災訓練、防災活動に積極的に参加しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 自主防災組織の充実を図りましょう。
- 避難時に支援が必要な人がいたら、地域で協力して助け合いましょう。
- 危険箇所等の点検調査や防災訓練の実施、防災マップの作成等、地域でも防災対策を講じましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
災害ボランティアセンター	●多発する大規模災害においては、災害時の避難の他、被災された家屋・家財の片づけ等の対応が必要となることから災害後の対応として災害ボランティアセンターを設置します。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
支援体制の整備	●地域の自主防災組織に対する支援を行います。
	●民間の福祉施設等の活用など福祉避難所を拡充していきます。
	●市民の誰もが安心して避難できる仕組みを構築します。
情報の発信と提供	●適切かつ的確な防災情報の発信、発令のほか、筑後市防災ポータルサイトの利用を推進していきます。
支え合いの推進	●避難行動要支援者の個別避難計画の作成を関係機関などとともに支援します。
	●各事業の実施を通じて地域住民同士の繋がりや助け合いをつくっていきます。

市の主な関連事業

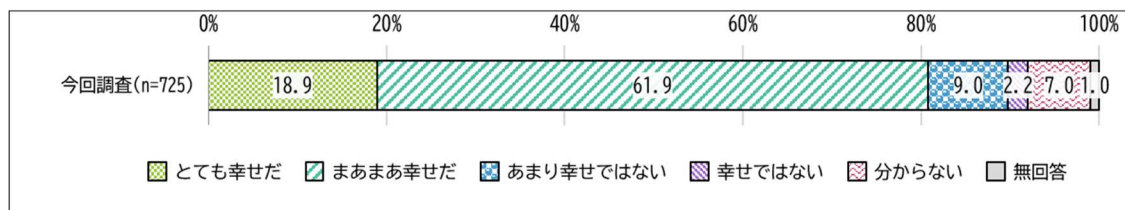
事業名	概 要	担当課
防災支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や各団体等に対して防災講座等を開催し、防災意識の向上に繋がります。 ●避難所等で使用する資機材、食料品等を、計画的に購入、備蓄します。 	防災安全課
自主防災組織支援事業 校区コミュニティ・地域活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の自主防災組織が実施する防災訓練等の支援、資機材等の購入支援を行います。 ●自主防災組織等連絡会議を開催し、組織間での情報共有を図り、地域防災活動の支援を行います。 ●防災士を対象に地域防災リーダー養成事業を実施して、地域での防災活動の進展に繋がります。 	防災安全課 協働推進課
避難行動要支援者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者など避難行動要支援者のうち、一人での避難が困難な方の個別避難計画の作成を推進します。 	防災安全課

(3) 生きがいがづくり・健康づくりの推進

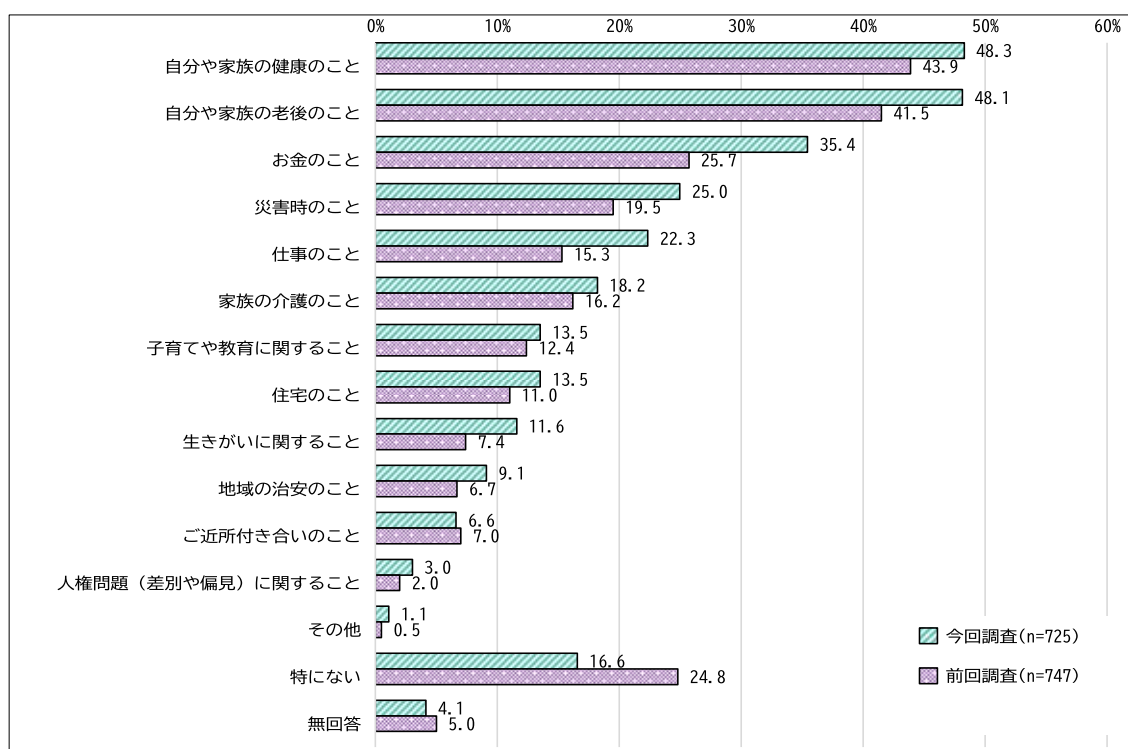
筑後市では、自身の幸福度について8割の市民が「幸せだ」と感じており、生活への一定の満足度がうかがえます。

日々の悩みや不安として「自分や家族の健康・老後のこと」が最も多く挙げられています。

【市民自身の幸福度について】



【日々の生活の中で感じている悩みや不安】



今後は、健康維持のための通いの場づくりに加え、ボランティア活動への関心が低い若年層などが気軽に参加できる「きっかけ」づくりをする必要があります。

調査では「地域活動の内容がわからない」という声が多いため、SNS等を活用した分かりやすい情報発信により、活動の魅力を伝える必要があります。

住民一人ひとりが地域の中で役割を持ち、多世代で交流しながら「楽しみ」を見出せる環境を整備し、豊かな生きがいの創造につなげていくことが重要です。

一人ひとりができること（自助）

- 住民一人ひとりが年に1回は健診を受けることで、健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践し、自らの健康管理に努めましょう。
- バランスのとれた食事と適度な運動を心がけましょう。
- 仕事や趣味、地域活動など様々な社会参加を通じて、心と身体を健康にする生きがいのある生活を送るようにしましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環としての健康づくりを習慣化しましょう。
- 地域の内外で連携しあい、より多くの人が関わられるような活動を拡げていきましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
小地域福祉活動 (地域デイサービスへの後方支援)	●地域デイサービスをはじめ地域福祉活動は対象者の生きがいづくり・健康づくりのみではなく、活動される人にとっても生きがいづくり・健康づくりにつながります。
介護予防生きがい活動支援デイサービス事業(市からの受託事業)	●要支援認定者など虚弱高齢者に対し、軽運動や趣味活動を通して人との交流をしながら過ごす場を提供し、高齢者の閉じこもり防止に努めます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
市民への啓発	●自分の健康は自らつくると意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
	●健診や各種教室などを通じて、生きがいづくりや健康づくり、介護予防に関する正しい情報の発信及び周知啓発を行い、市民の継続的な取組を推進します。

地域への支援	●誰もが身近な場所で継続して生きがいづくりや健康づくりに取り組むことができるよう支援します。
	●市民の誰もが社会に関わっていると実感できる地域社会をめざします。
移動手段の支援と向上	●外出支援のため、公共交通機関、地域でのコミュニティ自動車なども含め移動利便性の向上を図ります。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
高齢者の生きがい活動支援事業	●高齢者の各種活動を通した生きがい活動を支援します。	高齢者支援課
介護予防教室	●介護予防に資する各教室の実施や自主グループ等の活動支援を行います。	高齢者支援課
食育推進事業	●食育を通して、市民の健全な心身をつくれます。(学童保育所でのおやつ教室・親子で味噌づくり教室など)	健康づくり課
健康教育事業	●市民の健康づくりのための普及啓発を行います。(からだサポート教室・各種イベントでの啓発活動)	健康づくり課
校区コミュニティ・地域活動支援事業(再掲)	●校区コミュニティ協議会に地域支援員を配置し、地域課題の発掘と解決を校区民とともにを行います。 ●地域コミュニティへ補助金を交付し、地域活動の活性化に努めます。	協働推進課
コミュニティ自動車運営事業	●地域住民の移動手段の確保と地域の活性化を目的に、校区コミュニティ協議会が主体となって運行するコミュニティ自動車を支援します。	都市対策課

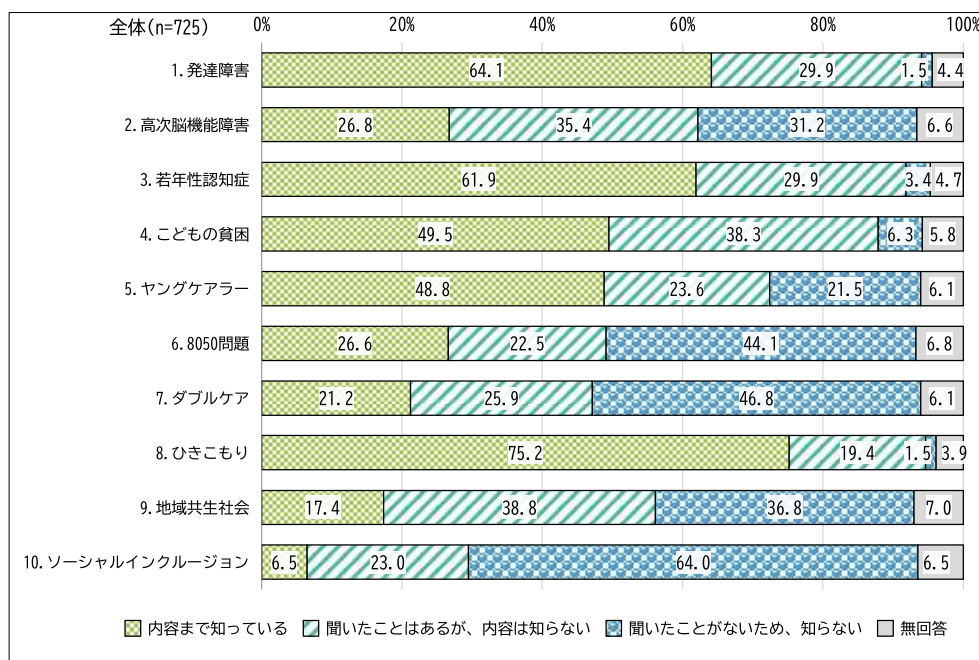


基本目標4 適切な支援につなぐ仕組みづくり

(1) 福祉サービスの利用促進

筑後市における福祉サービスの利用状況は、介護保険や障害福祉などの公的サービスが一定程度浸透している一方で、制度の複雑さや「どこに相談すればよいか分からない」といった課題が依然として存在します。調査では、日常生活の悩みとして「健康や老後」を挙げる市民が多い反面、8050問題、ダブルケア、将来的なリスクに対する周知が十分であるとは言えない状況です。

【福祉の課題についての認知度】



市民が「必要な時に、必要な支援」につながるように、窓口での対面相談だけでなく、SNSや広報誌等を活用して、福祉サービスの内容や利用手順を分かりやすく周知することが求められます。

また、困りごとを抱える住民を早期に発見できるよう、民生委員・児童委員や地域住民による見守りと専門機関との連携を強化するなど、誰もが安心してサービスを利用できる仕組みづくりが不可欠です。

一人ひとりができること（自助）

- 日ごろから福祉サービスに関心を持ち、サービスに関する情報を集めましょう。
- 福祉サービスに関する苦情や不安があるとき、相談したいときには行政やサービス事業所に伝えましょう。
- 困りごとがあれば、一人で抱え込まずに相談できる人や関係機関などに相談しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 地域の福祉ニーズを把握し、地域でどのような援助ができるか考えていきましょう。
- 困っているような人がいるときには、声をかけたり、民生委員・児童委員等の地域の役員に相談したりしてみましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
日常生活自立支援事業	●判断能力が不十分であるために、日常生活に支障を来している人たちに対し、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的金銭管理、書類、通帳等の預かりを行います。
地域包括支援センター地区ステーション事業(市からの受託事業)	●高齢者や障害のある人、その家族の困りごとに対し、公的な福祉サービスや社会資源が適切に利用できるように利用手続きの支援等を行います。
障害児・者相談支援事業 (ちくたくネット)(市からの受託事業)	

行政が取り組むこと

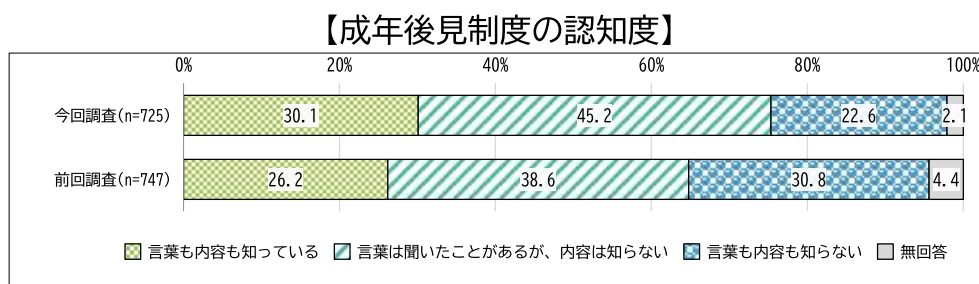
項 目	取組の内容
福祉サービスの適切な運営	●福祉に関する行政サービスの適切な運営に努めます。
	●関係機関、地域との連携を図り、支援が必要な世帯に合った支援サービスを提供します。
	●関係各課、関係機関が常に連携して適切な支援につなげ、定期的に支援状況を確認します。
	●適切な事業所等の運営のため、指導、助言、研修会等の開催を通じて、支援サービスの向上につなげます。
支援体制の充実	●子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、地域で自分らしく暮らし続けられるよう、ライフステージに合わせた保健・医療・福祉・教育の連携を図ります。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
介護保険事業	●介護サービスを提供することで高齢者の自立した日常生活を支援します。	高齢者支援課
地域ケア会議	●個別支援の検討を出発点として地域課題を抽出し、解決に必要な社会基盤の整備を図ります。	地域包括支援センター
学童保育事業	●放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇時に見守りが必要な小学生を各学童保育所にて預かります。	児童・保育課
自立支援給付事業	●自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）の支給決定を行い、障害児・者が安心して生活ができるよう支援します。	福祉課

(2) 権利擁護の推進

成年後見制度の認知度については、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高く4割を超えています。また、20歳代では5割が「言葉も内容も知らない」と回答しており、年齢層が高くなるにつれ、認知度及び知名度（言葉も内容も知っている＋言葉は聞いたことはあるが、内容は知らない）が高い傾向がみられますが、制度を具体的に理解している市民は依然として少なく、普及啓発が大きな課題となっています。



今後は、認知症高齢者や障害者の権利を守るための重要な仕組みとして、制度の意義や具体的な利用手順を分かりやすく周知することが必要です。身近な相談窓口である社会福祉協議会と連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送り続けられる権利擁護体制の構築が求められます。

※成年後見制度については、第5章で詳しく記載しています。

一人ひとりができること（自助）

- 成年後見制度や権利擁護に関わる制度について理解を深めましょう。
- 成年後見制度や権利擁護に関わる制度の利用が必要と思われる人がいるときには、行政や関係支援機関に相談しましょう。
- 認知症のある人や障害のある人に関して、正しい知識と理解を得られるよう、認知症サポーター養成講座等の研修会に参加しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 成年後見制度や権利擁護に関わる制度の利用が必要と思われる人がいるときには、行政や関係支援機関に相談しましょう。
- 地域で人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
日常生活自立支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が不十分であるために、日常生活に支障を来している人たちに対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理、書類、通帳等の預かりを行います。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護支援を必要とする人が安心して速やかに支援を受けることができる仕組みをつくりま
	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度等の周知と利用促進、地域での支援体制構築のため、中核機関の機能強化に取り組
	<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われる支援体制をつくりま
	<ul style="list-style-type: none"> ●審判請求にかかる費用や後見人等の報酬助成を
虐待防止の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・高齢者・障害者等への虐待に関して、早期発見や防止につなげるための意識啓発と相談窓口の周知を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ●相談者のプライバシーに配慮しながら、被虐待者や家族等に対する相談や支援の充実を図りま

市の主な関連事業

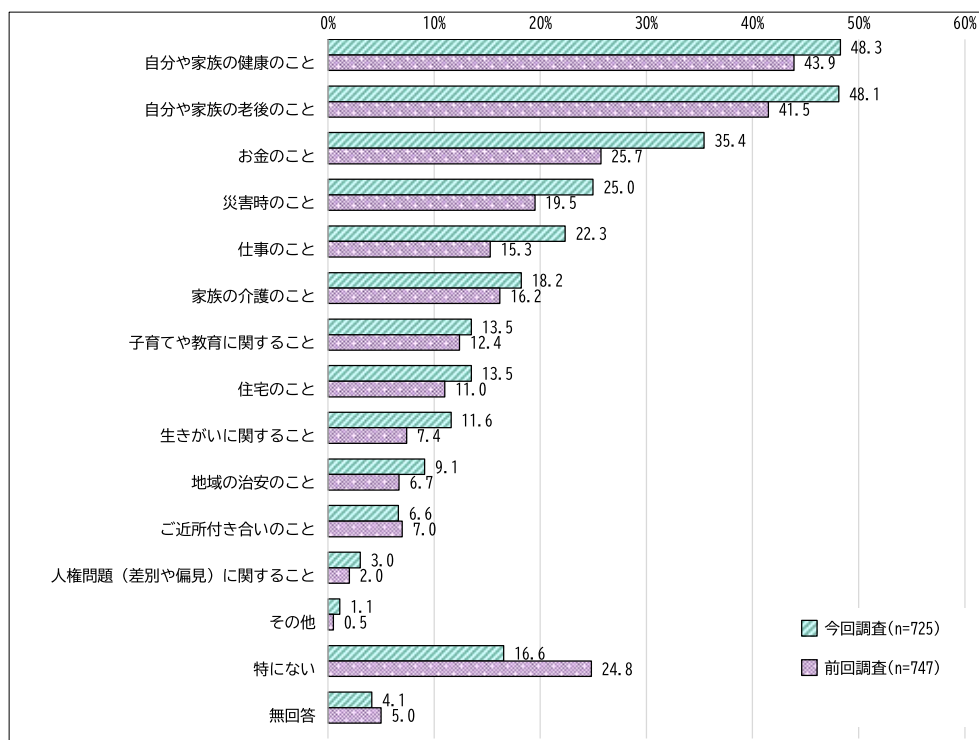
事業名	概 要	担当課
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者が地域の資源を有効に活用しながら、尊厳のある生活をおくるための啓発活動や相談支援を行います。 	地域包括支援センター 福祉課

事業名	概 要	担当課
成年後見制度中核機関運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●中核機関において、制度の周知や相談支援体制の強化、申立てに関わる支援等を行います。 ●中核機関が事務局となる福祉、法律の専門家等も含めた関係者による協議会において、成年後見制度の利用に関する課題の整理や検討など、必要な支援のための連携体制をつくります。 	地域包括支援センター
成年後見制度利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立てや報酬の支払いが困難なため制度利用に結びつかない人に対して、市長申立てや助成を行います。 	地域包括支援センター 福祉課
虐待防止事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・高齢者・障害者等への虐待の防止、早期発見・早期対応を行います。 ●住民や関係機関に対し、虐待防止についての意識啓発を行い、通報義務や相談窓口について周知を行います。 	こども家庭サポートセンター 地域包括支援センター 福祉課

(3) 相談支援体制の充実

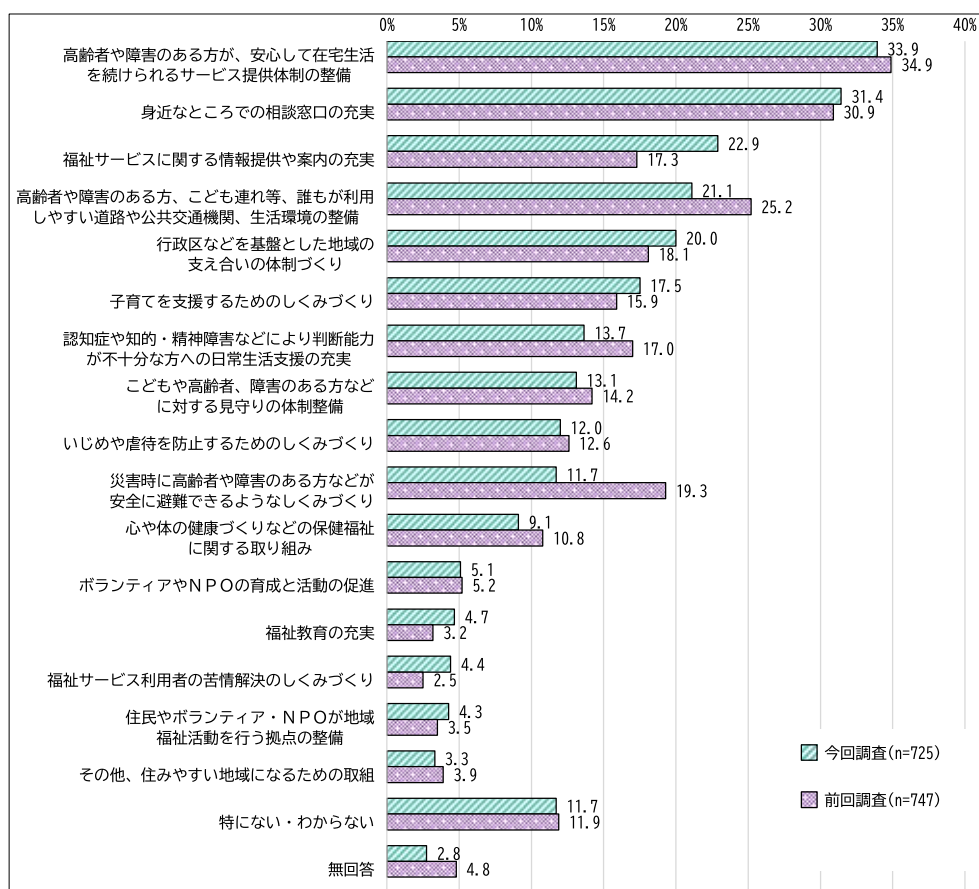
日常生活の悩みとして「自分や家族の健康・老後」を挙げる市民が最も多く、次いで「経済的な問題」が続いています。しかし、困った際の相談先として「行政機関」や「専門相談窓口」を選択する割合は、親族や知人に比べて低い傾向にあります。特に「どこに相談すればよいか分からない」という声や、制度の狭間にある複合的な課題に対して、既存の縦割り窓口では対応しきれない不安が市民の意見からもうかがえます。

【日々の生活の中で感じている悩みや不安】(再掲)



また、地域福祉の基盤整備のために、筑後市が優先的に取り組むべき課題においても、「高齢者や障害のある方が、安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」「身近なところでの相談窓口の充実」「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が上位となっていることから、住民は在宅生活での安心感と身近な相談窓口を求めていることがわかります。

【地域福祉の基盤整備のために筑後市が優先的に取り組むべき課題】（再掲）



今後は、属性を問わず包括的に対応できる相談支援体制の整備を推進するとともに、市民が早期に相談できるよう、様々な媒体を通じて相談窓口の周知に努める必要があります。また、潜在的な困りごとを抱える世帯を早期に発見し、関係機関が情報を共有して一体的に支援するネットワークの構築が必要です。

一人ひとりができること（自助）

- 個人、家庭、隣近所の困りごとなどの解決に向けて、社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、地域包括支援センター、こども家庭サポートセンター、障害者相談支援事業所等の相談窓口を積極的に活用しましょう。
- 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望を積極的に伝えましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 民生委員・児童委員等の地域の役員が行う相談活動は、必要に応じて行政や関係支援機関と連携して解決に取り組みましょう。
- 地域福祉活動に関して、住民が学ぶ機会をつくりましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
属性を問わない相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会は、委託事業や独自事業において、様々な相談窓口を設けています。これらの相談窓口の連携をさらに強化し、属性を問わない相談窓口となるよう取組を進めます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の在り方と相談から支援の実施に円滑につながる体制を、関係機関、地域とともに作っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、子育て支援拠点施設等の相談窓口の周知と利用を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ●関係各課、関係機関が連携して適切な支援につなげ、定期的に支援状況を確認します。 (再掲)
	<ul style="list-style-type: none"> ●地域とも連携した継続的な訪問支援など、支援を必要とされる世帯への支援のあり方を作っていきます。

市の主な関連事業

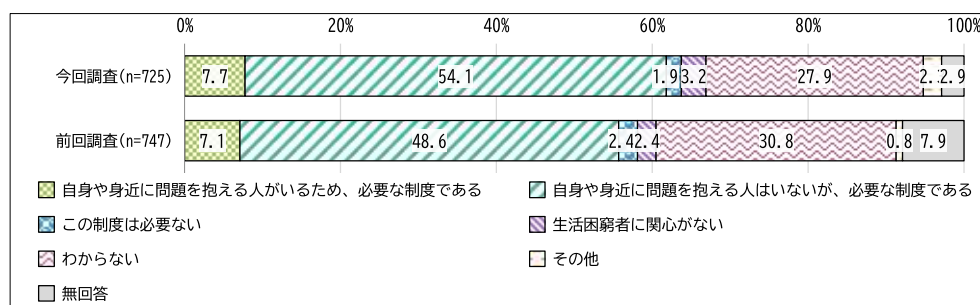
事業名	概 要	担当課
総合相談事業（高齢者）	●高齢者に関する各種相談を一元的に受け付け、地域内での確実な相談体制を築き、高齢者の安心と信頼を確保します。	地域包括支援センター
家庭児童相談事業	●児童や家庭の悩み相談に応じて、関係機関と連携しながら適切な支援につなぎます。	こども家庭サポートセンター
障害者相談支援事業	●障害者や家族からの相談に応じて、障害に関する必要な情報提供や助言、制度の案内等を行います。	福祉課
利用者支援事業	●妊娠期から子育て中の家庭まで切れ目なく、健康や福祉に関することを包括して総合的にサポートします。	こども家庭サポートセンター
女性支援相談事業	●女性の悩みやDVに関する相談に応じて、相談者に寄り添いながら適切な専門機関へつなぎます。	男女共同参画推進室

（４）生活困窮者等の自立支援の充実

アンケート調査では、日常生活における悩みとして「家計・経済的な問題」を挙げる市民が一定数存在します。生活困窮の背景には、失業や病気、介護、ひきこもりといった複数の課題が複雑に絡み合っているケースが多く、単一の支援では解決が難しい現状があります。

生活困窮者支援制度については、５割は「自身や身近に問題を抱える人はいないが、必要な制度である」と回答していますが、約３割は「わからない」と回答しており、制度の必要性はある程度認識されていますが、制度の内容や対象への理解はあまり進んでいない状況です。

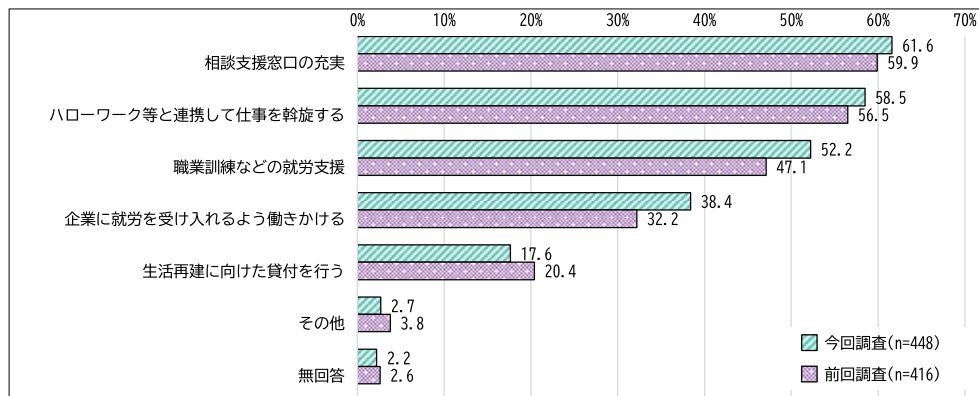
【生活困窮者を支援する制度について】



第4章 施策の展開

生活困窮者の自立支援に向け、筑後市が行うべき取組については、上位に「相談支援窓口の充実」「ハローワーク等と連携して仕事を斡旋する」「職業訓練などの就労支援」が挙げられており、生活の再建や社会参加につながる、実生活に直結する支援へのニーズが高くなっている状況です。

【生活困窮者の自立支援に向け、筑後市が行うべき取組】



ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援をはじめ、家計改善や学習支援といった世帯全体の状況に寄り添った支援に努めます。

地域住民や民生委員・児童委員による「気づき」のネットワークを広げ、制度の狭間で孤立する困窮者を早期に発見し、適切な支援へとつなげる「切れ目のない支援体制」の構築が必要です。

一人ひとりができること（自助）

- 生活に不安を感じたら、一人で悩みを抱え込まずに早めに相談しましょう。
- 相談を受けたら、一人で悩みを抱え込まず民生委員・児童委員等の地域の役員や行政、社会福祉協議会に相談しましょう。
- 自分の生活に関わる様々な福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。

地域ぐるみで取り組むこと（互助）

- 孤立しているような住民（世帯）には声をかけるようにしましょう。
- 相談をためらっているような住民（世帯）がいるときには、相談を促したり行政や関係機関に伝えたりしましょう。

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
生活福祉資金	●生活福祉資金の貸付相談をとおして、生活困窮者の支援を行います。フードバンク事業やフードパントリー事業をとおして生活困窮者への支援を行います。
食品支援	
ひきこもり者への社会参加支援	●社会福祉協議会では、ふらっとスペース、もえもんサービスなどひきこもり者の居場所づくりに取り組むとともに、行政と協議しながら社会参加の支援を強化していきます。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
支援体制の充実	●生活困窮者及びその恐れのある世帯を、社会福祉協議会をはじめ関係機関、地域とともに把握し、自立に向けた支援制度に結びつけます。
	●次世代につながる貧困の連鎖を断ち切るため、地域も含め関係機関と連携した支援を行います。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
母子自立支援推進事業	●自立支援給付金を支給して、自立につなげていきます。	こども家庭サポートセンター
生活困窮者自立支援事業	●生活困窮者自立支援法に基づく「住居確保給付金支給事業」のほか、各事業を実施します。	福祉課

第5章 筑後市成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度の利用促進

(1) 計画策定の法的根拠・法的位置づけ

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等がある人たちについて、家庭裁判所によって選ばれた後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行う制度です。

国においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）が平成28年に公布・施行されました。同法において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国計画」という。）を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされました。

また、令和4年3月に閣議決定された第2期国計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の更なる充実など、成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととされています。

本市においては、本章に記載の内容を成年後見制度利用促進法に規定する市町村計画とし、更なる取組の推進を図ります。

なお、現在、国において成年後見制度の改正に向けた法的な手続きが進められています。本計画の期間中においても、制度改正の内容を的確に把握し、法改正の趣旨を踏まえた円滑な施策の推進と対応を図ります。

(2) 基本的な考え方

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、判断能力が低下し、契約等の法律行為における意思決定が困難な方について、家庭裁判所が選任する後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」）が本人の意思を尊重しながら代理行為を行うことによって、その生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものです。

「任意後見制度」は、本人が十分な判断能力を有するときに、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の看護、財産管理、契約行為など）の内容を公正証書に定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

本市においては、地域包括支援センターを中核機関として位置づけ、地域包括支援センターと福祉課を成年後見制度の相談窓口としています。

(3) 成年後見制度利用状況

①利用者数

(単位：人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
法定後見	117	126	141	141	156
任意後見	0	0	1	1	0
利用者数計	117	126	142	142	156

各年12月末日現在の概数 出典：福岡家庭裁判所

②市長申立て件数

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者	0	1	3	3	7
障害者	2	1	0	0	2
申立数計	2	2	3	3	9

各年3月末日現在の概数 出典：筑後市

令和3年度から7年度までに、法定後見制度の利用者は増加しています。一方任意後見制度の利用者数は0～1人で推移しました。

市長申立てについては、高齢者の申立てが増加しています。

2. 制度利用促進に向けた取組

社会福祉協議会が取り組むこと

項 目	取組の内容
日常生活自立支援事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●判断能力が不十分であるために、日常生活に支障を来している方たちに対して、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理、書類、通帳等の預かりを行います。

行政が取り組むこと

項 目	取組の内容
成年後見制度の利用促進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護支援を必要とする人が安心して速やかに支援を受けることができる仕組みをつくりま
	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度等の周知と利用促進、地域での支援体制構築のため、中核機関の機能強化に取り組ま
	<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われる支援体制をつくりま
	<ul style="list-style-type: none"> ●制度の円滑な利用、審判請求にかかる費用や後見人等の報酬助成を行います。

市の主な関連事業

事業名	概 要	担当課
権利擁護事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障害者が地域の資源を有効に活用しながら、尊厳のある生活をおくるための啓発活動や相談支援を行います。 	地域包括支援センター 福祉課
成年後見制度中核機関運営事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ●中核機関において、制度の周知や相談支援体制の強化、申立てに関わる支援等を行います。 ●中核機関が事務局となる福祉、法律の専門家等も含めた関係者による協議会において、成年後見制度の利用に関する課題の整理や検討など、必要な支援のための連携体制をつくりま 	地域包括支援センター

事業名	概 要	担当課
成年後見制度利用促進事業（再掲）	●成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、申立てや報酬の支払いが困難なため、制度利用に結びつかない人に対して、市長申立てや報酬助成を行います。	地域包括支援センター 福祉課

3. 地域連携ネットワークの体制整備

多様な権利擁護支援ニーズを早期発見し、早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

（１）協議会

協議会とは、法律や福祉の専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。成年後見制度利用の進捗状況の把握および課題の検討等を行い、中核機関が事務局機能を担います。

（２）中核機関

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。当市では地域包括支援センターがその役割を担っており、制度の利用に関する相談対応や広報啓発のほか、関係機関との調整、後見人等への支援を行っています。

（３）権利擁護の相談支援機能を強化するための取組

地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする方や関係者からの相談を受け、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができる仕組みを強化します。

第6章 筑後市再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は、平成14年の285万4千件をピークに減少傾向にあります。

一方、刑法犯により検挙された再犯者の割合は、上昇傾向が続き、令和2年には49.1%と5割近くに達しています。

罪を犯した人等の中には、貧困や疾病、障害、複雑な家庭環境など様々な生きづらさを抱える人もいます。

このような生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、更生保護に係る保護観察所、保護司、更生保護女性会の取組や活動だけでは、限界があります。社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務化されました。

これを受けて、国では平成29年12月に「再犯防止推進計画」を、福岡県では平成31年に「福岡県再犯防止推進計画」が策定されました。

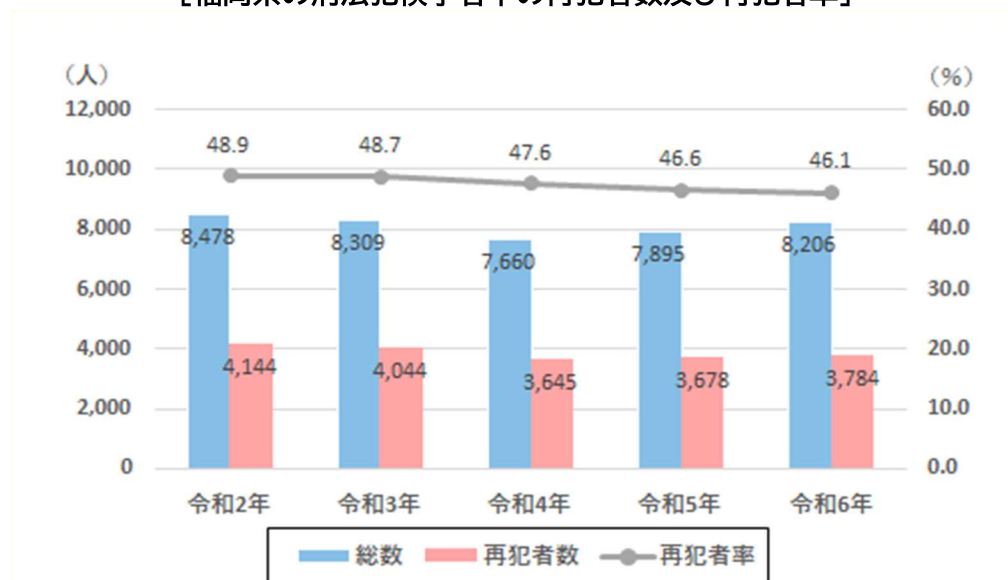
本市においても、罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安心・安全な地域づくりを推進するため、「筑後市再犯防止推進計画」を策定することとしました。

2. 再犯の状況

福岡県における刑法犯検挙者数のうちの刑法犯再犯者数は、令和2年以降減少していましたが、令和5年以降増加に転じ、令和6年には3,784人となっています。

一方で、刑法犯再犯者率は、減少傾向にあり、令和6年には46.1%となっています。

〔福岡県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率〕

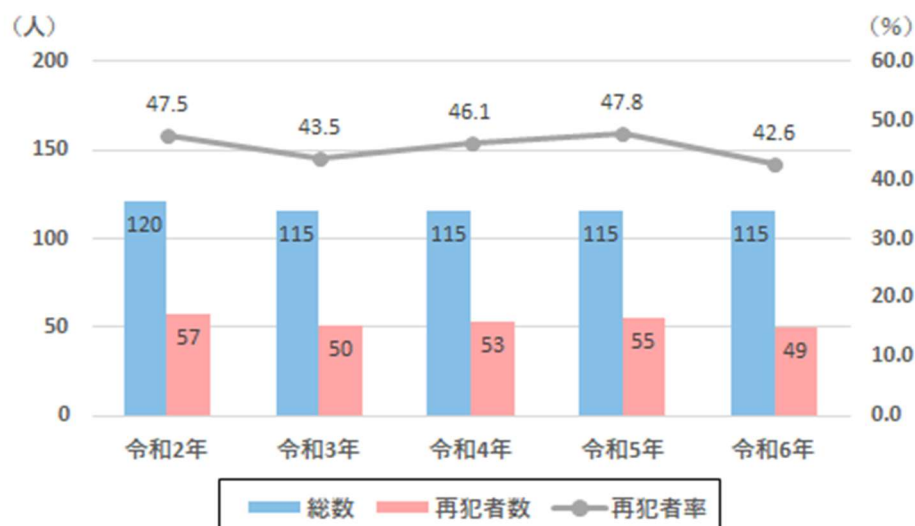


資料：法務省矯正局提供データを基に筑後市が作成

筑後警察署管内（筑後市・大川市・大木町）の刑法犯検挙者数は、令和6年は115人ですが、そのうち刑法犯再犯者数は49人、刑法犯再犯者率は42.6%となっています。

福岡県の令和6年の刑法犯再犯者率46.1%と比較すると低い値ではありますが、令和2年からの推移をみると、約4割から5割が再犯者であることが分かります。

〔筑後警察署管内（筑後市・大川市・大木町）の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率〕



資料：法務省矯正局提供データを基に筑後市が作成

3. 基本方針

罪を犯した人等が、多様化の進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として社会復帰をできるよう支援する必要があります。

市民の犯罪被害の防止と犯罪を起こさせないための取組により、誰もが安心・安全に生活できる筑後市の実現のため、国や福岡県、警察や民間団体等と連携しながら以下の重点課題に取り組めます。

- 1 罪を犯した人に対する就労支援・住居の確保支援
- 2 保健・医療・福祉サービス利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 罪を犯した人等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5 関係機関への支援と連携強化
- 6 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

4. 取組の内容

(1) 取組の方針

罪を犯した人等が立ち直ろうとすることを支え、孤立することのないよう、再犯防止に向けた適切な支援が受けられる地域を構築していきます。そして、誰もが社会の一員として尊重され支え合う地域共生社会の実現を目指します。

(2) 取組の内容

市民や地域でできること

- 罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたく見守っていきましょう。
- 非行防止や犯罪予防啓発を目的とした、法務省の「社会を明るくする運動」を理解し、推進していきましょう。
- 保護司・更生保護女性会等の更生保護活動を理解し、支援していきましょう。

行政の主な取組

- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、幅広い就労支援に努めます。
- 地域で活動する保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等と連携を密にして、罪を犯した人等の更生を支援します。
- 生活困窮者自立相談支援窓口において、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- 罪を犯した人等のうち生活困窮者や医療及び福祉の支援が必要な人に対して、適切なサービスへつなげることができる体制づくりに努めます。
- 更生保護活動を行う保護司会の活動に対する支援を行います。
- 保護司会等と協力して「社会を明るくする運動」の推進を図るとともに、広報誌等による更生保護の啓発や保護司会等の民間ボランティア募集の呼びかけ等に努めます。
- 法務省矯正管区や保護観察所等の国の関係機関、福岡県、保護司会等の民間ボランティア団体との連携を図り、再犯防止の推進のため、必要な情報の収集等に努めます。

第7章 計画実現のために

1. 関係機関等との連携・協働

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。

(2) 地域の役割

地域や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、地域や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉推進の中核として、計画推進にあたっては住民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

(4) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのため、住民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、庁内関係各課の連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、筑後市総合計画及び関連する個別計画との整合を図りながら実施します。各施策の取り組み状況については、毎年度実施する行政評価や各種統計資料、アンケート調査結果等を活用し、進捗状況の把握に努めます。また、関係機関との情報共有を行いながら、地域福祉を取り巻く状況や課題の変化を把握し、必要に応じて事業の見直しや改善につなげます。

